

Title	近代オスマン帝国における国家医療の形成と市行政医：一九世紀末-二〇世紀初頭イズミルにおける医療・衛生体制
Sub Title	The emergence of state medicine and municipal doctors in the Ottoman empire : the medical and sanitary system in Izmir from the late-19th to the beginning of the 20th century.
Author	鈴木, 真吾(Suzuki, Shingo)
Publisher	三田史学会
Publication year	2022
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.90, No.4 (2022. 6) ,p.31 (349)- 73 (391)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20220600-0031">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20220600-0031</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 近代オスマン帝国における国家医療の形成と市行政医

——一九世紀末—二〇世紀初頭イズミルにおける医療・衛生体制——

鈴木 真 吾

## 一 はじめに

近代オスマン帝国において、国家と「国民」の関係は大きく変化する。軍や行政制度の再編による国家構造の変容に伴い、一部のエリートや上流階層のみならず、国民全体の教育や健康水準の底上げが求められるようになった。<sup>(1)</sup>一定水準の教育と健康な身体を備えた、国家にとって有用な人材が常に供給されることを求める近代国家にとって、「国民」は単なる徴税単位ではなく、国力に直結する集団となったのである。<sup>(2)</sup>近代オスマン国家のこのような性格は、一方では公教育を軸とした教育制度の再編、<sup>(3)</sup>他方では「国家医療」、すなわち国家による医療・衛生体制の整備につながった。<sup>(4)</sup>

一九世紀後半に入ると、オスマン帝国は地方社会にお

ける医療・衛生環境の改善に着手した。一八六七年、イスタンブルにおける第二の医学校として文民医学校 *Mekteb-i Tibbiye-i Mülkiye* が開校し、その卒業生は公的組織に奉職する医師として帝国各地に任命、雇用され、地方社会の住民の生命と健康の保護を期待された。一八七一年には「医事法」が制定され、住民への無料診療や感染症の届け出、各地域の医学的地誌の調査、裁判に関わる検死など、各地の公的組織で雇用される医師たちの職務が法的に定められた。<sup>(5)</sup>時期を同じくして、地方自治体 (*belediye*) が各地で形成され、都市の公衆衛生対策が推進された。

二〇世紀に入ってもなお、オスマン国内の諸地域はペストやコレラなどの急性感染症の流行に見舞われていた。しかし、彼ら医師たちは感染症流行に際して臨時で

派遣される衛生官ではなく、各地域に常勤で雇用され、社会全体の健康状態の増進という、より広範な役割を担わされた。すなわち、地域の何万、何十万という集団を対象として、その生死に関わる統計を作成、地域に固有の病因を調査し改善策を講じること、国力の基礎たる人口の増加のため、衛生状態の改善や種痘の普及などを通じて母子保健の向上に努めることが求められた。折しも疫学や細菌学が長足の進歩を遂げる中、彼らは予防医療の主要な担い手となったのである。第二次立憲政成立後の一九〇九年に出された『衛生監察官と市行政医の職務(以下、『職務』と略記)』の序文は、以下の文言で締めくくられている。

(衛生監察官と市行政医は) 常に国益 (menaf'i-yatan ve memleket) を注意に入れなければならず、法と良心による、無知 (cehale) に対する文明的な戦い (mühareze-i medeniyel) を行い、親愛なる国民の健康に奉仕せねばならないのである。<sup>(6)</sup>

単に医療者として病人を治療するだけでなく、「国益」のために、社会に蔓延る「無知」と闘い、国民の健康に奉仕することへの期待が謳われている。こうしてオスマン社会に新たに登場した医師、なかでも近代医学学校で育

った行政医たちは、病人のみならず、地域社会の健康な人々をも対象として、社会全体の健康レベルの向上と「国益」とを結びつける役割を果たすことになった。

地方における衛生政策の普及と、そこでの医療専門職の役割の重要性は、多かれ少なかれ近代の諸国家に共通して見られた特徴である。近代国家としての共時性が強調される近年のオスマン帝国史研究においても、その幾つかが先鞭をつけている。<sup>(8)</sup>そこでは、医師の育成や法の整備などが論じられる一方で、全般的傾向としての医師の少なさや財政難による給与の未払い、現地住民による反発など、地方衛生政策の停滞が強調されてきた。しかし本稿が明らかにするように、少なくともアイドゥン州内の行政医は時代を下るにつれて着実に数を増やしていったし、その中心都市イズミルのように複数の医師や種痘官、助産師が雇用されていた地域もある。ゆえに、現時点での課題は、実際に地方自治体と行政医が機能していた各地域において、社会の医療・衛生環境を踏まえつつ、いかに衛生政策が実質化していったかを解明することにある。

以上を念頭に置き、本稿はイズミルで発行されたオスマン語新聞の記事や広告、衛生雑誌、法令集およびオス

マン・ヌーリー・エルギンの『市政全書』、州年鑑、医師の伝記などを主な史料として、西アナトリアの港湾都市イズミルおよび周辺地域を事例に、自治体に雇用された市行政医<sup>(9)</sup>の具体的な職務や役割を明らかにする。一九世紀末から二〇世紀初頭の同地域全体で、市行政医がどれほど普及したか。その様々な職務は、地域の医療環境の中で、どのような形で行われたか。医学一般における治療から予防へという転換は、市行政医の役割にも変化を及ぼしたか。こうした諸点を明らかにする中で、近代オスマン帝国における地方社会への国家医療の普及の問題について考察する。

## 二 地方衛生の改善

### — 行政医の育成と各地への任命

#### 1 文民医学学校の開校

一八六七年にイスタンブルに開校した前述の文民医学校は、既存の帝国医学校 *Mekteb-i Tibbiye-i Saliha* の校舎を間借りして出発した。同校は、一九世紀の終わりまでの二五年間で五八四人の医師と四二二人の薬剤師を輩出<sup>(10)</sup>し、一九〇八年の帝国医学校との統合により大学 *Darülfünun* の医学部となった後も、帝国各地に近代医

学を修めた医師を送り出し続けた。

同校は、地方社会における医師不足の解消を主たる目的として設立された。というのも、もともとオスマン帝国における近代医学教育は、軍事改革の一環として始まったため、一八二七年に開校、後に改組を経て帝国医学校の名で呼ばれた軍医学校は主に軍医を輩出していた。文民医学校の産科学教師ムスタファ・ミュニフ・パシヤは『文民医学校小史』の中で、オスマン領内で医学の専門家が求められていると聞いた外国人が、数ヶ月だけ医学組織に通って証書を得たやぶ医者 (*sarıtan*) となつてオスマン帝国各地に跋扈していたことを、開校の背景として<sup>(11)</sup>いる。同様に、文民医学校創立において重要な役割を果たした当時の帝国医学学校校長サーリフ・エフェンデイが大宰相へ宛てた文書の中でも、戦争により医師が招集されて地方に医師がいなくなり、正規の資格を有さない外国人がこの欠を埋めている現状が記されている<sup>(12)</sup>。一八七六年に文民医学校を卒業し、後にイズミル・ムスリム慈善病院 *Izmir Gurebah-i Muslîmin Hastanesi* に勤めることになるムスタファ・エンヴェルは、実際には卒業後すぐ軍医としてムーラの予備隊に配属され、地方行政医職に就くまでバルカン方面で約三年間従軍していた<sup>(13)</sup>。

こうした事実からも、いかに医師不足が焦眉の問題であったかが窺えよう。

文民医学校では、好条件によって地方から入学希望者を募って医学生を確保すると共に、卒業後に各地の行政組織で勤務させることで、<sup>(14)</sup> 医師不足解消が図られた。医師免許 (diploma) を取得した地方出身者の徴兵免除、行政医としての階級に応じた叙勲、博士試験の免除が待遇として挙げられる。入学の条件は、宗教宗派を問わず、ルシユディエ校卒業か相当の知識を有する一六―二五歳のオスマン臣民とされた。修学期間は当初五年だったが、臨床教育の追加などを理由に間もなく七年間に変更された。その後も何度か変更があり、一八九八年の時点では四年間の基礎教育と二年間の臨床実習からなる六年制となっている。地方から入学希望者を募ったものの、経費削減のため、寄宿制でなく通学制であった。<sup>(15)</sup>

フランス語医学教育による修学期間の長期化が医師育成の遅れの一因と認識されたことから、同校ではトルコ語による医学教育が導入され、また一八七〇年には軍医学校における教育もトルコ語に切り替わった。<sup>(16)</sup> 外国語医学書・医学用語のトルコ語化そのものは、文民医学校設立の前から始まり、一八五七年に帝国医学校内に開設さ

れた「選抜クラス (muntaz snif)」における翻訳事業が嚆矢と言われている。外国人講師らの反発により、一八五九年にこの学級は廃止されるも、一八六二年には医学知協会 Cemiyet-i İlmîye-i Tibbiye という非公式な組織が設立され、医学校の外で翻訳作業は続けられた。一八六七年に文民医学校が設立されると、翻訳作業を担う組織の設立が再び提起され、同年にオスマン医学協会 Cemiyet-i Tibbiye-i Osmaniye という公的な組織が設立された。<sup>(17)</sup> 当協会は、一八七三年に仏土の医学辞典を出版するなど注目すべき成果を挙げている。<sup>(18)</sup>

## 2 地方行政の改革と地方医療・衛生体制の整備

文民医学校から最初の卒業生が出るのに先立ち、一八七〇年の「文民医学校法補遺」では、各地に任じられる卒業生たちの処遇が定められた。それによると文民医 (eibbaya mülkiye)<sup>(19)</sup> は県医 (ilva eibbasi snif)、州医 (vilayet eibbasi snif)、監察 (teftiş snif) の三つの階級に分けられ、それぞれに一〇〇〇、一五〇〇、二〇〇〇クルシユの月給と勲章が与えられる (第三条)。県医から州医、州医から監察への昇級は、各階級における三年間の勤続を条件に、該当者の中から勤続年数と能力の

順とされた(第四條)<sup>(20)</sup>。一八八八年の「行政医・薬剤師に関する法」において文民医の階級は、新たに郡医(kaza tabiji smiti)・県医(liva tabiji smiti)、州医(vilayet tabiji smiti)・監察(mufetis smiti)の四つに分けられ、それぞれ六〇〇、八〇〇、一二〇〇、二〇〇〇クルシユの月給と勲章、昇級規則が設定された(第三―一五條)。また、この一八八八年法では文民医学校卒業者について、郡医として二年、県医として三年の計五年間の勤続義務が明記された(第一〇條)<sup>(21)</sup>。

このような階級に分けられた文民医たちの一部は、州全体の衛生問題を管轄する州衛生監察官や公立病院の勤務医となったが、州衛生監察官は各州に一人であり、各地の公立病院の医師職は市行政医が兼任の場合も少なく<sup>(22)</sup>なかった。そのため大多数の実際の官職は、各地方自治体における市行政医職であった。したがって、地方における医療・衛生体制の整備とはすなわち、文民医学校による行政医の育成と、各地方自治体への任官を通じた、近代医学知に基づく医療・衛生政策の普及を基本的方針としたものだった。

このため、地方医療・衛生体制の確立は、一九世紀後半以降の地方行政制度の再編とも不可分の関係にあると

言える。オスマン帝国内の地方行政は一八六四年に始まる改革により、州―県―郡―郷を基本的な行政単位とする階層構造に再編され、各行政単位の中心地にそれぞれ地方自治体であるベレディエが設置された。その端緒は地方行政改革のモデルとなったドナウ州の州都ルセに関する一八六五年の法令に求められるが、このルセの議会に諮問委員として行政医(İnenjekt tabibi)がすでに含まれた点は注目に値する<sup>(24)</sup>。帝国全土における州制度および都市自治制度の沿革を定めた一八七一年の「州法」においても、市議会への行政医の参加が定められている(第一二二條)<sup>(25)</sup>。つまり、一八六七年の文民医学校の設立や後述の一八七一年の「医事法」以前において、地方行政への医療専門職の参画がすでに想定されていたことになる。文民医学校の卒業生は、折しも各地で徐々に整備が進んでいた地方自治組織で主に雇用され、地方社会における医療・衛生政策の一端を担うことが期待されたのである。

各地方自治体での働き口に対して卒業生の数は到底足りていなかった<sup>(26)</sup>ので、現地の医師、時には無免許の医師の現地採用は普通に行われていた<sup>(27)</sup>。上記の一八八八年法において、帝国内で雇用される市行政医は文民医学校を

卒業したオスマン臣民であると定められたが、そうでなくとも、すでに市行政医としての勤務歴が長く勤務良好なものについて、オスマン臣民であることを条件に文民医の階級に含まれるという例外規定も同時に存在した(第一九条)<sup>(28)</sup>。

地方保健行政の嚆矢とされる法律が一八七一年の「医事法」である。<sup>(29)</sup>これにより市行政医の職務が定められ、国家医療の方向性が明示された。同法によれば、市行政医の任命は地方当局と文民医局の相談の上で決定され、市行政医の給与は雇用した自治体の予算から支払われるとされた(第一―二条)。「医事法」で定められた職務は、①病人の無料診療および種痘の実施、②感染症への対応および任地における疾患発生要因の調査、③法医学の三つに大別できる。一つ目の病人の診療は、週に二度決まった場所での無料診療を実施するほか、患者の求めに応じて訪問診療を行うことも義務とされた(第五條)。二つ目の感染症の対応については、感染症発生の地方当局への報告と必要な対策の実施、さらに文民医局への報告も義務付けられたほか(第一〇条)、中央からの指示に基づき地方当局に対して警告を行う権限が付与されている(第一五條)。三つ目の法医学については、裁判の際

に必要な医学所見を述べることに、例えば殺人事件における検死がそれにあたる(第一六條)。

一八七一年の「医事法」では、監察官と市行政医の職掌は明確にされていないが、一九〇九年の『職務』においては、州衛生監察官、病院勤務医、市行政医、そして地方衛生委員会 (heyet-i shhiye ve meccalis-i shhiye-i mahalliyeh) 各々の職務が列挙されているほか、内容面でも大きな違いがある(表一)。例えば四章で検討する食品衛生の管理や飲料水の衛生管理、ごみ処理、遺体の埋葬などの都市の公衆衛生に関わる問題についての役割が明確に定められた。また一般住民に向けた科学啓蒙記事の掲載や講演会の実施など、近代医学知の普及も役割の一つとして挙げられている。この『職務』の序文はイズミルの地方新聞『アヘンキ』の一九一〇年一月一八日付の号にも掲載され、その翌日の号において同紙の主筆シナースイは、医師に期待する役割を論じている。彼によれば、その役割を端的に言えば「衛生知識の普及 (malumat-i shhiyehin neqr ve taminu)」であった。彼は衛生学の活用には難解な専門知は必ずしも必要ではなく、その点において医学とは本質的に異なると正しく指摘した上で、これまでの衛生学の書物は難解な言語で書



表1 行政医の職掌

	州衛生監察官	市行政医
職務	衛生議会や委員会の委員職 行政官へのアドバイザー 行政医の管理監督 開業医の医業が科学的に適切であるかの監督 州内の定期的な巡回 中央への種々の報告 感染症発生報告の取りまとめ 州内の梅毒流行状況と原因調査 州内の沼地の調査(場所、数、広さ、近隣への距離、有害性) 鉱水・泉水の調査(成分、効能) 各学校の衛生管理 種痘実施状況の監督 労働者の衛生環境の査察	貧民の無料診療・種痘 軍人の診療(軍医がない場合) 法医学上の検分 刑務所の囚人の診療 重大な手術への協力 食品衛生の管理 梅毒の感染源となる物(髭剃りや食器、入浴道具など)への注意 母子衛生への注意(特に産褥熱や新生児眼炎) 市当局への感染症発生の報告 救急搬送用備品の準備
共通の職務	無免許医療行為の取り締まり 感染症流行時の対応 飲料水の衛生管理 医学地誌の調査と地図の作成・提出 官報や民間新聞への科学啓蒙記事の掲載、保健衛生に関する講演会の実施	
地域の衛生委員会	ごみ処理、消毒所・噴霧器の確認、病院の視察、新たに建設される施設の衛生条件の確認、動物感染症対応、遺体の埋葬法の管理、統計の作成	

典拠：Meclis-i Umur-ı Tıbbiye-i Mülkiye ve Sıhhiye-i Umumiye, *Sıhhiye Müfettişlerine ve Etibba-yı Belediyeye Ait Vezâif*, İstanbul: Arşak Garoyan Matbaası, 1326 より筆者作成。



かれてきたために、子どもはおろか、教師ですら理解できなかつたと批判し、医師たちがより平易な表現で、『職務』に示されたような衛生知の啓発に取り組めば、人口増加 (tezayidi nihus) と国土と国民の繁栄 (saadet-i nulk ve millet) に大きな貢献をするだろうと論じている。<sup>(32)</sup>このように、近代医学・衛生知の普及による国や地域の繁栄という考えは、二〇世紀初頭のイズミルの論壇でも共有されたものであった。<sup>(33)</sup>

以上のように、一八七一年の「医事法」が定めた役割が病人の治療や感染症発生時の対応など、いわば事後的なものであったのに対し、一九〇九年の『職務』においては公衆衛生に関する様々な職務が詳細に定められ、むしろ病気の発生を事前に防ぐことに重きを置いた内容となっていた。<sup>(34)</sup>これは治療から予防へという当時の医学の焦点の変化、そして国家の医療政策の方向性の双方を反映したものと考えられ、市行政医に求められた役割の変化が窺えよう。個々の職務の内容については第四章で詳しく論じることとして、次節ではイズミルの属するアイドゥン州における市行政医の雇用状況について見てみよう。

### 3 アイドゥン州内の市行政医雇用状況

アイドゥン州内およびイズミルにおける市行政医の雇用状況をまとめたのが表2・3である。アイドゥン州年鑑が発行されていないヒジュラ暦一二九六年以前と一三二六年以降については断片的な情報しかない。他地域の事例を参照すると、例えばベイルートでは一八六〇年すでに衛生議会 (majlis al-sihha) が設立され、公的な種痘キャンペーンが行われており、一八七一年の「医事法」後すぐに自治体によって二名の医師が雇用された。<sup>(35)</sup>マレク・シャリフによれば、ベイルートの市行政医職に就いた医師の多くはカイロのカスル・アル・アイニー医学校を卒業した医師であり、彼らにとつてオスマン帝国の市行政医職は安定した収入と社会的な地位を得られる魅力的なポストだった。<sup>(36)</sup>トラブゾンでは「医事法」以前の二八六九年、すでに外国人医師が市行政医として雇用されていたことが州年鑑から確認できる。一八七〇年代前半のスイヴァス州では多くの県、郡においてベレディエが設置されたが、そのうちアマサヤ、ズイレ、ギレスンで市行政医が雇用されていた。<sup>(38)</sup>

アイドゥン州では一八七九年には、二九のうち七つ、翌一八八〇年には三一のうち一三の地域で市行政医が雇

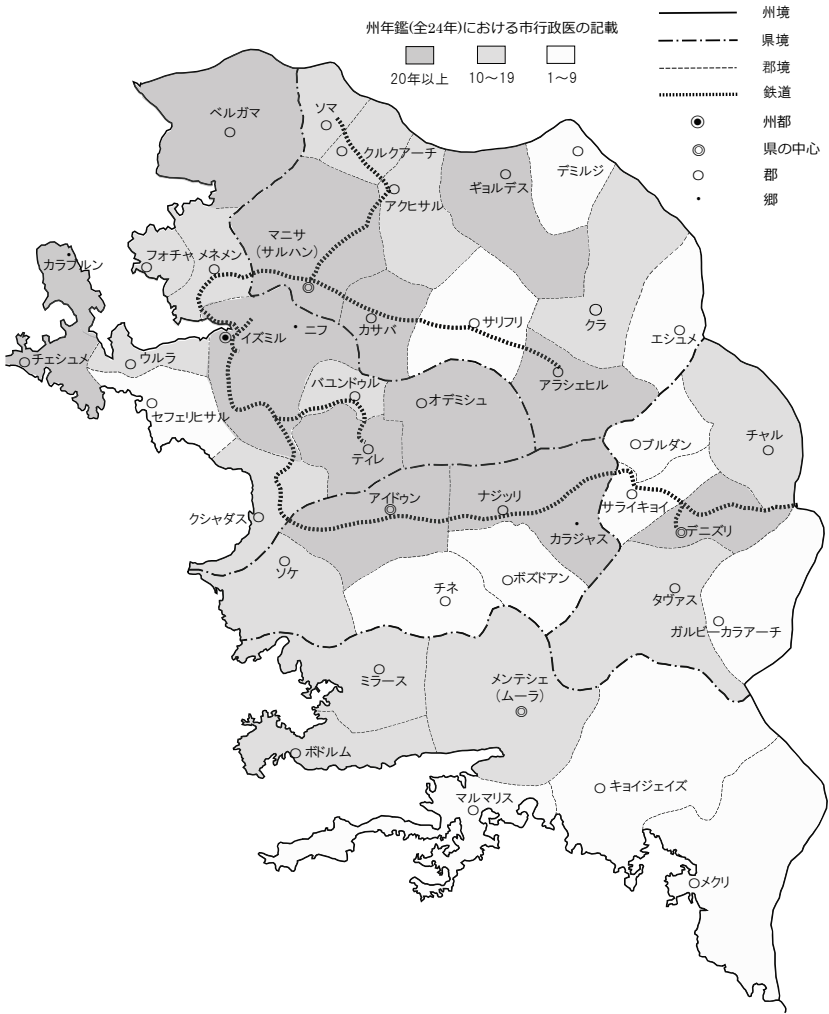


図1 アイドウン州行政区分(1891年)および市行政医雇用状況

典拠: アイドウン州年鑑(ヒジュラ暦1308年)所収の地図をもとに筆者作成。

市行政医および医系官吏雇用状況

1889	1891	1893	1894	1895	1896	1897	1898	1899	1901	1902	1903	1905	1908
○	○	④	④	③	②	③	②,a,k	②,a,k,f	②,a,k,f	②,a,k,f	③,a,k	⑥,a,k	④,a,a,k
—	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	②
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	○	○	○	—	—	—	○	—	○	○	○	○	○
○	○	○	—	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○
—	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—
7	10	9	8	8	8	9	11	10	13	13	12	11	12
—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○
—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	4	3	3	3	3	3	3	3	5	5	5	5	5
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○,a,a,e
—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
○	○	○	○	—	○	○	—	○,a	○,a	○,a	○,a	○,a	○
—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—
—	—	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—	○
—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	○	○	—
2	2	2	4	2	3	5	3	3	4	4	5	5	4
②	②	②	②	②	②	②	○,a,k	②	②	②	②	②	○,e
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○,k
—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○,a,k
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—,k	○,k	—	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○,a,k	○,a,k	○,a
7	7	7	7	7	7	9	8	8	8	8	9	8	9
—	○	○	○	○	○	○	○	○	○,a	○,a	○,a	○,a	○,a
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○
1	2	3	3	3	3	4	4	4	3	3	4	4	4
19	25	24	25	23	24	30	29	28	33	33	35	33	34
37	36	38	38	38	38	40	40	40	42	42	42	42	42
51	69	63	66	61	63	75	72	70	79	79	83	79	81

は1908年時。

一：市行政医雇用なし a：種痘官 k：助産師 e：薬剤師 f：梅毒専門医

表2 アイドゥン州における

	1879	1880	1881	1882	1883	1884	1885	1886	1887	1888	
イズミル県	イズミル	○	②	②	②	②	○	○	○	○	
	オデミシュ	—	○	○	○	○	○	○	○	—	
	ウルラ	—	—	○	○	○	○	○	○	—	
	バユンドゥル	—	○	○	○	—	—	○	○	—	
	ベルガマ	○	—	—	○	○	○	○	○	○	
	ティレ	—	○	○	○	○	○	○	○	○	
	チェシュメ	—	○	—	○	○	—	—	○	○	
	セフェリヒサル	—	—	—	○	—	—	—	—	—	
	フォチャ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
	カラブルン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	クシャダス	○	—	—	○	○	—	○	—	—	—
	メネメン	—	—	○	—	○	—	○	○	—	○
	ニフ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	3	5	6	9	8	5	8	8	6	7
アイドゥン県	アイドゥン	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	ボズドアン	—	—	—	○	—	○	○	○	○	
	チネ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	ソケ	—	—	—	—	—	○	○	○	○	
	カラジャス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ナヅリ	—	○	○	—	—	○	○	—	○	○	
小計	1	2	2	2	1	4	4	3	4	3	
デニズリ県 (1884年以降)	デニズリ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ブルダシ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	チャル	—	—	—	—	—	—	○	○	—	
	サライ(サライキョイ)	—	—	—	—	—	—	○	○	—	
	タヴァス	—	○	○	○	—	—	—	—	—	
ガルビーカラアーチ	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
小計	1	2	2	2	1	1	3	3	1	2	
サルハン (マニサ)県	サルハン(マニサ)	—	○	○	○	②	②	②	②	②	
	エシュメ	—	—	—	—	—	—	○	○	—	
	アクヒサル	—	—	—	—	—	—	—	○	○	
	アラシエヒル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	デミルジ	—	—	—	—	—	—	○	○	—	
	サリフリ	—	—	—	—	○	—	—	—	—	
	ソマ	—	—	—	—	—	○	○	—	—	
	クルクアーチ	—	○	○	○	○	○	—	—	—	
	カサバ	—	—	—	○	○	○	—	○	○	
	クラ	—	○	—	—	—	○	○	—	○	
ギョルデス	—	—	—	—	○	○	○	○	○		
小計	1	4	3	4	6	7	7	7	6	6	
メンテシェ (ムーラ)県	メンテシェ	○	—	—	—	○	○	○	—	—	
	ボドルム	—	—	—	○	○	○	—	—	—	
	キョイジェイズ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	マルマリス	—	—	—	—	○	—	—	—	—	
	メクリ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ミラース	—	—	—	○	—	—	○	○	○		
小計	1	0	0	2	3	2	2	2	1	1	
合計	7	13	13	19	18	19	24	23	18	19	
自治体数	29	31	32	33	34	36	37	37	37	37	
雇用割合(%)	24	42	40	58	53	53	65	59	49	51	

典拠：各年度のアイドゥン州年鑑を参照し、筆者作成。年度は便宜上ヒジュラ暦から西暦に換算した。行政区分凡例：空欄：データなし(郡の設立以前も含む) ○：市行政医雇用あり 丸数字：2名以上の市行政医の雇用

表3 イズミルにおける市行政医および医系官吏雇用状況

年度	第1区	第2区	計*			
1879	Çapan		1		Abrulrahman Edhem	
1880	Nalbandoğlu Nicolaki	Savriyo	2	1899	Frenği Tabibi Enstaş Vasiliyadi Etüv Makine Memuru Arif Aşı Memuru Süleyman Kabile Olympia Papatoplu	2(4)
1881	Nalbandoğlu Nicolaki	Savra	2			
1882	Mustafa	Savra	2		Abrulrahman Hüsnü	
1883	Mustafa	Savrapon	2	1901	Frenği Tabibi Enstaş Vasiliyadi Etüv Makine Memuru Arif Aşı Memuru Süleyman Kabile Olympia Papatoplu	2(4)
1884	—	Savraki	1			
1885	—	Savraki	1			
1886	—	Savraki	1			
1887	—	Savraki	1			
1888	—	Savraki	1	1902	Abrulrahman Hüsnü Dikran Etüv Makine Memuru Arif Aşı Memuru Süleyman Kabile Olympia Papatoplu	3(3)
1889	—	Savraki	1			
1891		Savra	1			
1893	Fano Edhem Hüsnü İsak Toledano		4	1903	Abrulrahman Hüsnü Moskos Dikran Etüv Makine Memuru Arif Aşı Memuru Süleyman Kabile Olympia Papatoplu	4(3)
1894	Fano Edhem Hüsnü İsak Toledano		4			
1895	Fano Edhem Hüsnü		3	1905	Abrulrahman Hüsnü Nicolaki Danon Yani Moskos Dikran Etüv Makine Memuru Ömer Aşı Memuru Süleyman Kabile Olympia Papatoplu	6(3)
1896	Edhem Hüsnü		2			
1897	Edhem Hüsnü		2(1)			
	Aşı Memuru Süleyman					
1898	Abrulrahman Edhem Etüv Makine Memuru Arif Aşı Memuru Süleyman Aşı Memuru Erdaş Kabile Olympia Papatoplu		2(4)	1908	Hüsnü Abrulrahman Danon Nicolaki Kabile Olympia Etüv Makine Memuru Ömer Aşı Memuru Süleyman Aşı Memuru Celal	4(4)

史  
学  
第九〇卷  
第四号

四二 (三六〇)

典拠：各年度のアイドゥン州年鑑より筆者作成、年度は便宜上西曆に換算した。

\*網掛け部分は市行政医以外の医系官吏、括弧内の数字はその数

種痘官(Aşı Memuru) 燻蒸消毒機作業員(Etüv Makine Memuru) 助産師(Kabile) 梅毒専門医(Frenği Tabibi)

用されている。なお一八八三年四月までの約二年間、イズミル市第一区の市行政医は、トルコ語で報告書を書ける医師がいなかったため、ムスリム慈善病院長ムスタファ・エンヴェルが兼任したが、病院業務に支障をきたすため辞任し、以後第一区の市行政医職は空席となった。<sup>(39)</sup>雇用割合は少しずつ増加し、一八八〇年代には一〇程度の地域のみだったが、二〇世紀に入ると三〇以上で市行政医が雇用されている。割合に直すと一八八〇年に四割、一八九〇年に五割、一九〇〇年に八割の地域で市行政医が雇用されていたことになる。この数字は、近代医学教育を受けた医師が増え、免許を持たない伝統的な施療者との入れ替わりが一八九〇年頃に加速したとするイリカンの見解とも一致する。<sup>(40)</sup>イズミルやサルハンは継続的に二名以上の市行政医がいたほか、種痘官や助産師、薬剤師の雇用事例も散見される。ただし四章で見る種痘の例からも明らかなように、非常勤や臨時雇用などにより、州年鑑に記載がなくても実際には該当の保健官吏が活動していた可能性はある。特に種痘官は、自治体の種痘キヤンペーンにより一時的に雇用・増員されるケースが多い。薬剤師についても後述のように、自治体に直接雇用された薬剤師がいなくても、提携した私立薬局がその役

割を果たした場合もあったことには留意すべきだろう。

なお軍役を経てイズミル・ムスリム慈善病院に赴任したムスタファ・エンヴェルを例外として、イズミルの市行政医は、赴任前にアイドゥン州内の別地域の市行政医職を経験していることが多い。例えばタシユルザーデ・エドヘムはクシヤダス<sup>(41)</sup>、ヒユスニユとダノン<sup>(42)</sup>はテイレ、ニコラキはデニズリ<sup>(44)</sup>の市行政医職をそれぞれ務めた後、昇格してイズミルに任ぜられた。

### 三 都市の薬局と病院

—近代イズミルにおける医療の場

#### 1 総合病院としての薬局

市行政医による無料診療は多くの場合、都市に開業する私営の薬局で実施された。そこで本章では、まず近代オスマン都市における薬局の役割、そして次に慈善医療のもう一つの拠点であった病院について見ていくことにする。

近代オスマン社会において、医師の多くは懇意の薬局を仕事場としていた。この「医薬協業」は、医師と薬剤師双方が抱えた困難の中から生まれた協力関係であったと医学史家ヌラン・ユルドウルムは説明する。すなわち、

一八六一年の「私営薬剤師業に関する法」により薬局数の制限がなくなると、都市の需要をはるかに上回る薬局が開業された。<sup>45</sup>例えばイスタンブルでは短期間に三〇〇軒にまで増えた結果、薬局間の競争が過熱し、特に一八八〇年代以降に薬局は大きな財政難に陥った。他方、従来オスマン社会における医師は、人の集まる市場や広場、あるいは「医師の店 (hekin dükkân)」と呼ばれる個人の診療所において診療を行っていた。しかし近代になると、医師が開業するには家賃や家具に加え、近代医学の進歩に応じた様々な医療器具を準備する必要があり、多額の費用が必要となっていた。こうして顧客を獲得したい薬局と、開業費用を節約したい医師双方の利害が一致し、医師は薬局で診療をするようになったのである。<sup>46</sup>

イズミルに開業する薬局も、著名な医師による診療を広告で宣伝して患者を呼び込み、処方箋 (reçete) が自らの店に持ち込まれるように努めた。軍医や市行政医、各病院の勤務医の社会的地位や、パリやロンドンなどのヨーロッパの主要都市で医学を修めた経歴は、定番の売り文句であった。例えばケチエジレルに一九〇三年に開業した薬剤師アリー・シエレフのウムミー薬局は、エドヘム (内科と性病)、ヒユスニユ (外科)、シエキク

(外科と性病)、クーリー (産科と外科)、メフメト (細菌学者、梅毒と淋病)、ラシト (外科)、ヨシロン (外科と内科)、アルフエテリヤディ (外科)、そして助産師イスタリヤニが火曜日の昼と夕方に無料診療を行うと広告で宣伝する。<sup>47</sup>同様に医師の広告においても、診療の場として薬局が案内された。例えば一九〇三年一〇月六日付の『アヘンキ』紙上に掲載された広告で、パリ大学を卒業し一〇年間フランス病院に勤めたというメルジャン・リトシヤン (内科、外科、皮膚科、小児科) は、午後にアルメニア地区・レシディエ通りの自宅で診療を行う一方、朝八時から九時までは上述のウムミー薬局、九時から一〇時はイズミルの中心地であるコナツクのオスマン薬局にいとっている。<sup>48</sup>同じく一九一〇年二月二六日付の『アヘンキ』紙の広告では、パリで医学を修めたニコラキ・イコノミディ (産婦人科) が、午後はフアスリエ通りの私立診療所で、金・日曜日以外の午前中はウムミー薬局で診療を行っている<sup>49</sup>と述べられている。

ところでこのウムミー薬局の一例からもわかるように、医学の専門分野はもとより、薬局には様々なバックグラウンドを持つ医師が出入りしていた。薬局主のアリー・シエレフはムスリムであり、薬局の所在地もハト



ウニエ・ジャーミー向かいのムスリムの多い地区だが、アルメニア系やギリシア系の医師や助産師もそこを仕事場としていた。同時代の新聞広告を見る限り、他の薬局にも共通した特徴である。<sup>(50)</sup> こうした共同体の垣根を越えた医療のあり方は、例えばギリシア病院の医師がイギリス病院やアルメニア、ユダヤの共同体病院での手術に参加していた事実にも見る事ができる。<sup>(51)</sup>

患者にとって多くの選択肢があることが薬局の強みとすれば、それを全面に打ち出したのが一九〇六年にヒュクメット大通りに開業したヒュセイン・リファトのシファー薬局である。開業時には市行政医のヒュスニユ、ユダヤ病院医イサク、イギリス病院医カナヴァリ（耳鼻咽喉科、外科）などの名の知れた医師が各々決まった曜日と時間に診療を行うと述べ、開業を宣伝したが、<sup>(52)</sup> さらに翌一九〇七年には「ポリクリニック poliklinik」を名乗り、今で言うところの「セカンドオペニオン」を売りにした営業を始めた。

すべての病人、あるいはその保護者は、何人かの医師の科学的知識の下で病人を治療させることを望みます。また、一人の医師による治療法から成果が見られない場合、二、三人の医師の相談の結果出され

近代オスマン帝国における国家医療の形成と市行政医

る決定に従います。しかし、この種の治療は多くのお金を投じることで可能となるため、ほとんどの病人はこの例外的な奉仕を受けられないのです。この重要な点に注目する上記の医師たちによって、ヒュクメット大通りの（シファー）薬局の上に、新たに総合診療所（muayenehane-i unumi）が整備、開設され、診療に訪れる病人に対して、たった（半メジディエ）の代金で相談と治療、診察（konsultasyon ile tedavi ve muayene）が行われることが決定しました。<sup>(53)</sup>

ここでは性病、内科、神経科、歯科、外科、眼科をそれぞれ専門とする六名の医師が挙げられ、「たった半メジディエ」の料金ですべての医師の診療を受けられること月曜・水曜・金曜の午前九時から一時の間、診療を行うことが述べられている。

さらにシファー薬局は、薬局内に化学検査室（kimyahanane）を整備し、尿検査実施と検査結果証の発行、血液中の赤血球量や乳母の母乳の質の化学的分析についても宣伝している。<sup>(54)</sup> 税関の細菌学者メフメトや、<sup>(55)</sup> ギュルハネ臨床病院で研鑽を積み、同じくイズミル税関に勤める医師・化学者シェハブ・サドウクが、<sup>(56)</sup> 顕微鏡による吐瀉

物の細菌検査やその他の化学的分析を行った。このように一部の薬局は多様な専門科と設備を有する「総合病院」と呼びうる内実を備え、都市医療の重要拠点の一つとなっていたのである<sup>(57)</sup>。

二〇世紀に入る頃には、近代的な医療器具と入院用ベッド等の調度、そして看護人や用務員を擁する私立診療所も少数だが現れ始めた<sup>(58)</sup>。ギリシア慈善病院近くに立地するデIMITリ・ヨヴァノヴィツチの「クリニツク(Klinik)」では、三人の常勤医による診療のほか、必要に応じて外部からも専門医を呼び治療を受けることができた。地域外からの患者も、ホテル等に滞在する必要なく、一メジデイエの料金で毎日シーツが交換される病床に寝泊まりでき、診療所には電気療法やレントゲンの機器、外科手術用の器具のほか、消毒器類も備えられ、安全な外科手術が行われている<sup>(59)</sup>。ムスタファ・エンヴェルもバイレル通りに私立診療所を開業しており、近代的設備によって結石の摘出や脚部切断の手術が行われていると、『アヘンキ』紙に掲載された患者からの投書で伝えられている<sup>(60)</sup>。

こうした私立診療所もないわけではなかったが、全体的には医師たちは薬局を診療の場として利用していたと

言ってよいだろう。なおトルコ共和国建国後の一九二七年、薬局での医療行為が禁止された。人口一万人以上の地域という条件がついたことから、一部ではこの慣行は続けられたが、一九五三年に人口に関係なく禁止されることになった<sup>(61)</sup>。

## 2 慈善医療の場としての病院

イズミルやその周辺地域に住む、特に貧しい病人が安価で医療にアクセスする手段として、各共同体の慈善病院、市行政医の診察を受けること、そして開業医が特定の日時に行く無料診療の利用が挙げられる。もちろん「非正規」の医者を受診したり、自己治療や様々な民間療法を試したり、「医師の良心」をあてにするなど、他にも様々な可能性があったことは重要だが、これらはひとまず置き、ここでは市行政医による無料診療と並んでイズミルにおける慈善的医療の中心であった病院について論ずる。

イズミルにはムスリム、ギリシア正教徒、アルメニア教徒、ユダヤ教徒、カトリック教徒などの宗教共同体が慈善的性格を持った病院を各々有していた。その運営費は篤志家の寄付や不動産の運営、様々なチャリティイベン

トなどで賄われ、病人の治療と薬の提供が行われていた。<sup>(62)</sup>中でも古い歴史を持つのが、ムスリムと同程度の人口を有したギリシア正教徒共同体の病院 (Rum Gureba Histanesi/ Agios Haralambos Hospital) である。その設立を一八世紀半ばまで遡るギリシア慈善病院は、二〇世紀初頭には新たな診療科の追加や病床の拡大、様々な近代設備の充実を図り、同様に拡張の進んだムスリム慈善病院と並んでイズミルを代表する病院であった。例えば一三二〇年(一九〇四年)の統計を比較すると、ギリシア慈善病院では年間のべ約二四〇〇人<sup>(64)</sup>、他方ムスリム慈善病院ではのべ五五七七人の患者が入院治療を受けた。患者数の上ではムスリム慈善病院が倍以上多いが、他方で病院の収入はギリシア慈善病院が年間一万里ラ以上に上るのに対し、ムスリム慈善病院はその半分程度であった。<sup>(66)</sup>収入の大部分が篤志家の寄付で賄われたという前提に立てば、この差は商業的に成功していたギリシア正教住民とムスリム住民の経済力の差をそのまま反映したと見ることもできるだろう。

イズミル・ムスリム慈善病院は一八五一年にエミン・ムフリス・パシヤと地域の篤志家らによって設立された。患者はムスリムに限られず、またムスタファ・エンヴェ

ルが赴任する前は医師もギリシア正教徒だった。<sup>(67)</sup>運営費は篤志家からの寄付と不動産からの収益、毎年のスルタンからのサダカ(喜捨)を基本とし、一八九〇年代からの拡張工事のため追加予算が必要となった際には、ハミデーエ工業学校振興宝くじの収益の三割が、工事に充てられた。<sup>(68)</sup>病院には薬局もあり、基本的に患者は無料で診療を受け、薬を受け取った。

二〇世紀初頭の病院の統計を見ると、年間およそ六七千人程度の入院患者と、二万人程度の外来患者を診療していたことがわかる(表4)。例えばカサバ(トゥルゲトル)の慈善病院が年間三六七人(一九〇四年)、<sup>(69)</sup>アイドゥンの慈善病院が七ヶ月間に二一八人(一九〇四年)の入院患者を診療したという数字を見れば、イズミルの慈善病院が地域の中でも別格の規模を有したことがわかるだろう。実際、近隣地域の病人が治療による改善が見られず、より医療環境の整ったイズミルに来る例は少なくなかった。例えばカサバ慈善病院の入院患者三六七人のうち一人がさらなる治療のためにイズミルに移された。<sup>(71)</sup>世紀転換期はムスリム慈善病院の拡大の時期であり、二〇世紀初頭に完了した増築の結果、一九〇三年から一九〇八年の間に入院患者の数は二千人弱増加した。

表4 イズミル・ムスリム慈善病院患者数(1319~1324)

年度	入院	回復	死亡	翌年へ	外来	典拠
1319 (1903)	5,551	4,649	686	—	20,099	<i>Ahenk</i> , 2327 (19 Mar. 1904/6 III 1320), p. 3.
1320 (1904)	5,577	4,587	645	348	17,799	<i>Ahenk</i> , 2633 (21 Mar. 1905/8 III 1321), p. 2.
1321 (1905)	6,452	5,563	744	267	20,738(その他) 14,375(怪我) 5,040(眼病) 3,579(耳鼻咽喉)	<i>Ahenk</i> , 2936 (18 Mar. 1906/5 III 1322), p. 2.
1324 (1908)	7,375	6,211	763	274	—	<i>Ahenk</i> , 3862 (28 Mar. 1909/15 III 1325), p. 3.
(男性)	5,915					
(女性)	1,460					

史  
学  
第九〇卷  
第四号

四八 (三六六)

それでもなお、都市の拡大と人口増による医療需要の増加に應えるには困難も伴った。一九〇一年、ムスリム慈善病院の運営委員会は、外来診療を男性二日、女性二日の計週四日間に制限すると決定した。委員会によれば一日の外来患者の数が二〇〇〜二五〇人と相当な数となり、病院医療の提供に支障が出ていたのである。<sup>(73)</sup>一九〇七年には受診者がさらに増加する中で、病院経営の健全化のため診療費を取ると決定された。貧民は従来通り無料とし、通常半メジディエ、財力のある患者からは一メジディエの診療費を取ると決定した。<sup>(74)</sup>とはいえ、誰が「貧民」で誰がそうでないかは、必ずしも自明ではない。そこで一九〇八年には貧困状態を証明する書面の提出を求めることになった。病院からの説明によれば、患者の貧困状態について、居住地の自治体か、それが無い鄉村では長老会 (*heyet-i ihtiyarive*) による書面での証明がない限り、無料診療の対象とならないとされた。<sup>(75)</sup> 次章で見られるように、同様の方針は市行政医による無料診療でも取られることになる。

本章では、世紀転換期におけるイズミルの薬局と病院についてそれぞれ検討してきた。薬局は医師の診療所として、実質的に社会の中での医療の中心となり、様々な

診療科と設備を兼ね備えた総合病院の様相を呈するものも現れていた。病院は、慈善医療の場として機能し、増大する需要に応えるために改築も行われたが、それ故に対象となる患者が限定され、診療費も取るようになった。こうした医療環境の中で、市行政医はどのような役割を都市で果たしていたのか。次章では市行政医について三つの職務に焦点を当てて論じる。

#### 四 市行政医の職務

##### 1 地方社会における公的医療の充実

—市行政医による無料診療

二章で述べたように、時代が下るにつれて市行政医の役割は多様化し、地域の公衆衛生全般を管理し、病気の予防に努める医務官としての性格を強めたが、近代医学に基づく公的医療体制の普及、特に貧民への無料診療が主要な役割の一つであったことには変わりはない。ムスタファ・エンヴェルは、イズミルに市行政医が一人しかいなかった当時、産褥熱への対策指南の中でこのように述べる。

妊産婦を病院へつれていけず、(家に) 医者を呼んだら、この家主は医者への費用 (tabii ücret) と薬

代 (ilaç para) として最低でも一〜二メジディエを支払わざるをえない。しかし、かくも繊細で注意を要する疾患のための医者への診察、用意される薬は一度では足りず、少なくとも一週間から一〇日、ほとんどの場合一日二回の医師の訪問、訪問毎に医師と薬に対して多くのお金 (bir çok akçe) が必要であり、貧しい家庭はどこもこの過度な負担を賄うことができないのである。<sup>(76)</sup>

そして彼が続けて言うには、「医師の美德として (hasabi olarak) 可能な限り無償での診療が求められる一方で、それは強制できず、現状では医師の「慈悲心と寛大さ (hamiyet ve münevvet)」に依存している。その上一度ならず二度三度と遠方からの呼び出しに無償で応じられず、またいづれにせよ、薬は薬局で購入せねばならない。そこで自治体による医師の雇用が、貧しい病人を救う唯一の手段だとエンヴェルは主張するのである。市行政医による公的医療の拡充は、貧富を問わない医療へのアクセスの向上、それによる地域住民の健康の保護、さらに公衆衛生の観点からは、感染症の早期発見にもつながる。この市行政医による無料診療はどのような仕組みでなされたのだろうか。

寄付を主な財源とした病院と異なり、市行政医の診療は自治体予算が財源となっていた。一八七一年の「医事法」は、貧民以外が自宅に市行政医を呼び治療を受けた場合診療費が支払われるが、週二回決まった場所で行われる無料診療では貧富関係なく診療費を受け取らないと定めている。<sup>(7)</sup> 一九〇九年の『職務』の中では、名士や役人の無料診療は義務ではなく強制されないと明記されたが、無料で貧民を診療することは「人道的、法的な義務 (insaniyetten ve kanunen vazifedar)」<sup>(8)</sup>とされている。

患者の側から見て、市行政医の無料診療の利点は、診療費だけでなく、処方される薬も無料という点にあった。というのも医師や薬局の広告からもわかるように、開業医たちは特定の日に貧民の無料診療を行うことが慣例だったが、処方される薬は無料ではないからである。例えば一九世紀の終わり、『アヘンキ』紙記者の知人の某氏がアスマル・メスジド付近の薬局で診察を受けた際、診療費がいくらか聞いたところ、公共の福祉への奉仕 (menfaat-i umumiyyeye hizmet) のため薬局では診療費を取らないと返事を受けた。これに気を良くした某氏は、今度は薬の値段を尋ねると、二八クルシユと告げられ、その法外の価格に驚き、買わずに店を出た。結局よその

薬局に処方箋を持っていき、同じものを五クルシユで購入した。この話を聞いた『アヘンキ』紙は、以下のように非難している。

薬局にいる医師たちは無料で貧民を診療し、薬の代金のみ受け取り、他に何も望まないと様々な手段で喧伝していますが、行動はこれに反しています。確かに診療費 (vazite ücreti) は取りませんが、五クルシユの瓶入り薬を三〇クルシユで売ることを躊躇わないのです。<sup>(9)</sup>

自治体による無償での薬剤提供のルールは、二〇世紀初頭の通達 (talimat) で以下のように定められた。一三三三(一九〇七)年の通達では、市当局による無料での薬剤提供は貧民に限られること(第一条)、医師は医学的に同じ薬効であれば、より安価な薬を選択すること(第三条)、緊急時を除き、無料での薬剤提供の際には、街区のイマームやムフタル、ハーンや単身者住宅の管理人 (odabasilar) による貧困の証明書 (imzahaber) が必要であること(第四条)、毎月末に薬剤の価格や調剤費を記した台帳が請願書 (sudaname) を付して市当局に提出され、市衛生委員会 (devair heyati- shhi- yesi) によって価格の妥当性が調査されること(第六

条)、そこで調査されたものがさらに市当局から国に提出、衛生委員会 (Hitzsishha Komisyonu) による調査を経て、支払いが許可されること(第七条)などが定められた<sup>(80)</sup>。一九一三年の別の通達では、処方箋の価格が最大でも三クルシユを越えないようにし、既製薬は与えられないこと(第三条)など、より具体的な条件が盛り込まれているほか、処方箋と価格の妥当性の確認については、国の当局による調査および許可を定めた文言が見られず、市の主任医師による調査・承認を経た後支払いと簡素化されている(第四条)<sup>(82)</sup>。

他の地域の事例では、一八四五年からの五〇年間、イスタンブルの救急医療を支えた「当直地区／薬局 (Köbet Mahalleri/Köbet Eczaneleri)」が先駆的事例として重要だろう。これはイスタンブルの各地区(バヤジツト、エユツプ、ウスキュダル、フンドウクル、トプカプ)にある薬局から各々一つを指定し<sup>(83)</sup>、そこに公費で医師を雇い、二四時間営業させ地域の医療需要を支える制度である。医師の給与と薬代は国庫から、末期には自治体によって支払われた。薬はスルトンのサダカとして無料で提供され、当直薬局の帳簿に記録された薬代は、所定の金額内で後から支払われた。一八七〇年、バヤジツ

トの当直薬局には月々一二〇〇クルシユ、その他には二〇〇クルシユの薬代が割り当てられていた。このように一八九五年まで続いたイスタンブルの当直薬局制度は、予め市内各地区の薬局を定め、そこに公費で医師を配置し、薬の代金は帳簿に基づき後から支払われる仕組みであった<sup>(84)</sup>。

市行政医による公的医療の枠組みを定めた「医事法」の第三条では、自治体による公営の薬局の開設と、安価ないしは無料での薬の提供が想定されている。実際にアイドゥン州内でもデニズリヤサルハンでは自治体による薬剤師の雇用が州年鑑から確認できるほか、一九〇五年にメネメンでも市営薬局が開設されている<sup>(86)</sup>。だが市営薬局が存在した地域は少数であり、その必要性は認識されつつも、イズミルでも市営薬局は開設されていない。

メンテシエ(ムーラ)では、私立薬局を開業していた薬剤師メフメト・サーリフを一九〇五年に自治体で雇用し、市営薬局が開設するまでの間、私立薬局が調達する薬剤を市名義で購入するという手段が取られている<sup>(87)</sup>。ベイルートの自治体は一八八〇年頃から市内中心部、現在の殉教者広場に居を構える薬局と提携関係にあった。薬局は貧しい患者に対して無料で薬を提供し、その費用を



後から自治体に請求していた。一八九二年にベイルトの市行政医がこのやり方ではコストが掛かりすぎるとして、市営の薬局の設立を要請した結果、アルスール広場に市営薬局が開業した。一八九三年にこの薬局が一四九三回にわたって無料で薬を調合したことを市行政医がベイルトの新聞で報告している。<sup>88)</sup>

確かにイズミルにも、当局と関係の深い薬局は存在した。例えば市行政医の無料診療が日時と場所を指定して新聞で公示される場合、地域の薬局が申し込み場所や診療場所として利用されることが多かった。一八九一年に「一部の貧民は病気に罹っても、訪問診察代を払う経済的な余裕がないために医者に診せられず、病状がひどく悪化している」ことから、医師による戸別訪問および薬局での診療が周知された。それによると、自ら薬局に足を運ぶことができない患者には訪問診療を行い、それ以外はケメラルトゥ、バスマネ、ウチユヨラズの市内三箇所<sup>89)</sup>の薬局にそれぞれ市行政医ファノ、イサク・トレダノ、ナルバンドオール・ニコラキを配し、火曜・木曜・土曜の正午から二時まで、無料診療が行われた。また、ファノの居住地であるカルシユヤカのヴァレリ薬局でも、朝に無料診療を受けることができた。こうして市街中心部

のケメラルトゥ、東部のバスマネ駅周辺、南部のウチユヨラズ、北部対岸のカルシユヤカにそれぞれ拠点となる薬局が指定され、無料診療が行われた。

このうちケメラルトゥの会場であるオスマン薬局 (Eğilimci Osmaniye) の薬剤師バナヨットは、一八九二年に「州の公衆衛生の状態を調査し、必要な改善を実施するため」に、州知事の指示により市役所で開催された衛生議会 (Meclis-i Shihye) に名を連ねている。<sup>90)</sup>一八九三年のコレラ流行の際には、自治体に五〇〇オッカ分の石炭酸を無償で提供したほか、薬局を訪れた貧民に対し二五〇〇件分の薬を無償提供した。<sup>91)</sup>またイスタンブルの当直薬局と同様に、市営薬局に求められる機能の一つに深夜の営業がある。深夜営業の薬局がないことがイズミルでも問題となった際に、市内三つの薬局による月単位の輪番での深夜営業が州知事の命により決められた。オスマン薬局が最初の一ヶ月の当直営業を担当、薬局の入り口に「夜間営業中 (geceleri aqiktur)」の張り紙をして営業した。<sup>92)</sup>

このように市営薬局のないイズミルでは、市行政医による無料診療は、オスマン薬局のような当局と関係の深い私立薬局との提携で行われた。貧しい患者には薬も無

料で提供されたが、二〇世紀初頭の国からの通達や他地域の事例を参照する限り、これは事後薬局から請求され、自治体予算から支払われていたと思われる。しかし病院がそうであったように、公的医療への需要が増す中で、自治体による無料での薬の提供にも貧困証明が求められるようになった。これが上述の一九〇七年の通達を踏襲したものかは不明だが、一九〇九年に自治体から以下の公示が出された。

市行政医によって診療される病人は、処方箋に基づいて薬を市に無料で要求しているが、中には市のような支援が必要ないほどに財力を有する者がいる。しかし財力のない者たちを当局が区別することは不可能であるため、以後、市から無料で薬を受け取りたい者は、貧困状態を示す地区からの一葉の証書の提示 (bir kita sahadetname ibraz etmeleri) が必要であると周知されるよう公示する<sup>(93)</sup>。

医療への需要が人員と財源を大きく上回ったことは、市行政医による無料診療の取り組みが、感染症の早期発見のみならず、人々の健康意識の向上や受診の閾値の低下に一定の寄与をしたことを示している。他方で人々が市行政医を活用し積極的に受診するようになると、慈善

病院でもそうであったように、無料での薬剤の提供は貧民にのみとされるなど、限られた財源の中での公的医療制度の限界もあつたと言えるだろう。

## 2 衛生官としての市行政医

—食品偽装対策の事例から

自治体による公衆衛生対策は、市内清掃にゴミの回収、上下水道の管理、市場で売られる食物や屠殺場の衛生管理、ハーンや集合住宅、公衆浴場といった人の集まる場所の清潔維持など、都市の様々な領域に及んだ<sup>(94)</sup>。近代医学に通じた医系技官として自治体の衛生対策への指導と助言を行うことは、市行政医の重要な役割の一つであった。もちろん実際に感染症が流行した際には、中心となつて感染症対策を主導する立場にあつた。本節では、こうした様々な公衆衛生対策の一例として、二〇世紀初頭における食品偽装問題について論ずる。

食品偽装そのものの歴史は古く、普遍的に観察される事象である<sup>(95)</sup>。前近代オスマン社会においてもカーデイ (イスラーム法官) の下でムフタスイブ (市場監察官) が市場での商取引を監督していた。ムフタスイブとその部下は「イフティサーブ」と呼ばれる商業規範・規則に

基づいて業務にあたったが、このイフティサーブを定めた一五〇一六世紀のスルタンによる法令集の中では、食品関係の規定が多く見られる。スレイマン一世（在位一五二〇—一五六六年）期には内容が詳細となって体系化が進み、一つの完成を見ることになった。そこでは料理屋や食材を扱う職業の規定が詳細に定められ、パンの重量のごまかしはもとより、ヨーグルトに澱粉と水を混ぜての水増しをしないこと、ボレキ（トルコ風パイ）に羊肉以外を混ぜないことや混ぜりけのない小麦粉を用いること、トウルシユ（ピクルス）はふすまでなく酢に漬けることなど食品に関わる規定のほか、食肉の鮮度や衛生状態も繰り返し強調された。<sup>96</sup>

しかし近代になると、科学の進歩に伴う偽装技術と偽装を見破る技術双方の発達、加工食品の普及、自由貿易を基本理念とする国際商業体制を背景とした輸入の増加と価格競争の激化、そして消費者の健康意識の向上などを要因として、食の安全は、それまでとは異なる次元の社会問題として立ち現れてくる。<sup>97</sup>食品偽装は人々の健康に大きく関わるため、折しも国民の健康の向上や死亡率の低下、人口増加への関心を高めていた近代オスマン国家においても、無視できない問題となっていた。こうし

た中で、食品監視のシステムとそれに関わる法律が世紀転換期に新たに構築されることになり、各地の市行政医は、専門の化学者・細菌学者とともに、食の安全を守る役割を担うことになった。

近代イズミルにおいても、食品偽装は問題となっていた。例えば二〇世紀初頭のイズミルで発行された一般向け衛生雑誌『衛生』の一九〇八年六月三日の号に掲載された記事は、イズミルにおける食の安全性をこのような小話で説明している。それによると、ある家に四匹のハエが住んでいた。そのうち一匹が家にあつたミルクを飲んだところ、それに石灰が加えられていたため痙攣して死んでしまった。さらに二匹目は別の飲み物を飲んだが、それがアニリンによって着色されていたため、毒死してしまった。三匹目は過剰なミョウバンが加えられた小麦粉を口にし、同じ運命を辿った。三匹の悲劇を目的とした四匹目のハエは生きること絶望して死を望み、皿に乗っていたハエ取り紙（*sinek öldüren kâğıt*）を吸い始めた。すると吸って死を待つハエの身体中に活力がみなぎり、力が湧き始めた。ハエ取り紙すら偽物だったのである。<sup>98</sup>

ここでは石灰によるミルクの水増し、アニリンによる

飲み物の着色、そしてミョウバン（保存料）の小麦粉への過度の添加が食品偽装の例として挙げられているが、著者の医師エドヘムは、さらには今日消費されている油類、ミルク、ソーダ、チャイ、ワインやラクなどの酒類、シャーベット、ジャムなどに徹底的な検査がなされれば、多くの偽装が見つかるだろうと述べる。そして科学者はこうした詐欺行為と日夜戦っているが、他方で偽装を行う側にもそのための科学的知識があり、対策が容易でないことを説明し、自治体による化学研究所の設立と化学者の雇用の必要性を述べて締めくくっている。<sup>(99)</sup>

二〇世紀初頭のイズミルで問題となっていた食品偽装の一つに、アメリカから輸入される澄ましバター（*sterilized butter*）がある。地元紙『アヘンキ』が「アメリカの科学的発展が、イズミルで応用される混合による食品偽装をも発展させることは必定である。食品産業のいくつつか、とくにシカゴ市にある肉の缶詰の工場が用いた詐欺的手法には、アメリカ政府すら悩まされているのです」と述べるように、二〇世紀初頭のアメリカを震撼させた食品偽装問題の余波はイズミルにも及んでいた。同記事によれば、イズミルに輸入されるアメリカ産澄ましバターは、実際には綿実油とピーナツ油が混ぜられた動物性脂肪に、

色と風味をつけるための植物性の添加物が加えられたものであるという。最大の問題は、単にこれが健康上有害なだけでなく、国産のバターを払底してしまうか、あるいはこれに対抗する国内の生産・販売者が価格競争のために偽装に手を染めてしまうことであった。<sup>(100)</sup>別の記事では国内産業保護の観点から、以下のように主張されている。

アメリカからの輸入で生じている低価格に抵抗できるように、地元産の油の多くが商品を混合して品質を落とさざるを得ないことは公衆衛生の観点から重大ですが、それと同じくらいに、競争力がないために生産を断念せざるを得ないことは、国内産業にとっても深刻な事態です。したがって、牧草地の広大さと家畜の多さで名高い帝国内で、（産業の）発展を保証するために、何度もパーディシャー陛下の勅旨が出ている澄ましバター生産が被害から守られるために、前述の偽装バターの輸入禁止のために税関局によりどれほど厳しい措置が取られても足りません。<sup>(101)</sup> こうした国内外の食品偽装を取り締まる法律が、二〇世紀初頭に整備された。件の澄ましバターについては、一九〇三年に「国内産の澄ましバターの純性の維持に關

する法」が制定された。<sup>(106)</sup> ミルクから加工される国産の澄ましバターについて、あらゆる混合を禁止(第一条)した同法では、地方当局による生産者・販売者への勧告と警告(第二条)、生産および生産地の市行政医と市官吏による継続的調査(第三条)、偽装を行った生産者・販売者への罰則(第四・五条)、罰金の手続きと没収品の処遇(第六・七条)が定められた。イズミルの地元紙にも同法の写しが掲載され、以降同法に基づいた偽装バターの取り締まりが繰り返し報じられている。

例えば一九〇五年四月の『アヘンキ』紙の報道によれば、市行政医による調査 (mugarene) によって偽装が疑われた澄ましバターが市当局に送られ、それぞれのサンプルが細菌学者に委託され、化学分析 (anal.) が行われた。そのうちデイスコポリのバターが、マーガリンと混合したスエット、マジデイエハーンのメフメト・アーのバターもスエット、メザルルックバシユのハケムは、香料とマーガリンの混合、ヨルギのものはスエット、バシユドウラクのミトロコフのものはスエットとマーガリンの混合、イサク・ハークムのものはスエットであると判明した。この報告を受け、これらのバターは没収され、工業利用のための着色が市当局によって決定された。<sup>(107)</sup> こ

こからは、澄ましバターとして売られる商品の偽装方法として、スエットやマーガリンとの混合が見られたこと、また、没収された澄ましバターが着色され工業用に再利用されたことが重要な事実として挙げられる。

輸入食品に関しては、輸入禁止措置も少なくないが、その根拠となる税関検査については、「税関で行われる衛生検査に関する法」が一九〇五年に制定された。<sup>(108)</sup> 化学品と医薬品(第一四一―一八条)、油類(第一九条)、穀類(第二〇条)、コーヒ―(第二二条)、食肉・加工肉(第二二条)、酒類(第二三条)の税関検査についてそれぞれ定めた同法では、国内主要港における専門の検査官の配置が定められている。すなわち、イスタンブルに加え、イズミル、セラーニキ、トラブゾン、イシユコドラ、ベイルート、イスケンデルン、バスラ、トリポリの港の税関には化学者が常勤で雇用され、化学者のいない場所では市行政医によって衛生検査がなされ、さらに詳しい化学分析が必要と判断された場合は、最寄りの税関局に送られる(第二条)、雇用される化学者は有免許かつオスマン国籍である(第三条)として、税関における化学者の配置が定められた。

偽装澄ましバターの事例からもわかるように、食品管

理のプロセスにおいて化学分析室の役割は重大である。市行政医は市場に売られている食品の検査 (mayay-one) を行ったが、より詳細な化学分析 (tahili) は、専門の分析官に委ねられた。つまり化学分析室は、食品管理の最終決定権を有する機関である。イズミルにおいては税関とムスリム慈善病院にそれぞれ化学分析室が整備され、公的な化学分析の実施が可能だった。税関では一八九七年にそれぞれ四〇〇クルシユの給与で二名の常勤の化学者が雇用されている。

ただしアイドゥン州に限っても、イズミル以外に食品の化学分析を行えるような体制があったとは思われず、全体としてはその取り組みは端緒にすぎたばかりであった。一八七九年に化学者ボンコフスキ・パシャがイスタンブル市第六区の食品検査を任せられ、押収された食品の化学分析を行った際、彼は化学検査官の養成と、国内の主要都市への食品検査体制の拡大を、時の内務大臣マフムト・パシャに進言したとされている<sup>(18)</sup>。しかしこのような認識はありながらも、海外に留学し化学を専攻した限られた事例を除けば、オスマン帝国において食品検査を行う化学分析官は基本的に医師や薬剤師によって担われており、当然その数も限られた。医学校内の化学実

験室に通い、化学分析の実践的訓練を受けて、「技能認定証 (ehlvet tasdiknamesi)」を与えられた一部の優秀な学生が、「化学者 kimyager」を称して業務を担っていたに過ぎない。化学を専門に学んだ「有免許化学者 (diplomali kimyagerler)」の数が増え、医学や薬学の傍らで化学を学んだ「認定化学者 (tasdiknameli kimyagerler)」の地位を脅かし始めるのは一九二〇年代末のことである。イズミル税関に化学者として雇用された分析官も、細菌学者や医師を自称し、実際に都市上水の細菌検査など細菌学者としての役割も果たしていた<sup>(19)</sup>。

近代に新たな展開を見せた食品偽装問題を背景に、二〇世紀初頭において各国が食品管理体制を整備する中、オスマン帝国においても、一方で食品管理に関する様々な法律、他方では必要な設備と人材が準備され、近代的な食品管理体制整備の動きが見られた。法・設備・人材のいずれの観点からも、体制整備は端緒にすぎたばかりであったが、限られたリソースの中、イズミルにおいても偽装食品の分析・摘発が行われていたことは注目すべきことであろう。



## 3 種痘の普及—天然痘予防への体制整備

オスマン帝国における種痘といえ、一八世紀にオスマン帝国に滞在したモンタギュー夫人を通じてヨーロッパに伝わったとされる人痘のエピソードが有名だが、近代に用いられたの言うまでもなく牛痘である。シャーニザード・アタウツラーの著作によれば、イスタンブルでの最初の牛痘接種は一八〇〇年のことである。<sup>(16)</sup> ジェンナーによる種痘法の開発が一七九六年であることを考えると、牛痘の技術自体は早い段階でオスマン帝国でも知られていた。一八四〇年代には公的な種痘が行われ、一八四一年には一七〇五人の子どもが接種を受けたほか、自身にも典型的な痘痕があったと言われるアブデュルメジト一世（在位一八三九—一八六一年）は五〇〇人の従者を引き連れてイスタンブル郊外で自ら種痘キャンペーンを行ったという。<sup>(17)</sup> また先に触れたイスタンブルの当直薬局は種痘所の役割も果たし、医師とは別に接種員が雇用されていた。<sup>(18)</sup> 一八六〇年代初頭のペイルートの自治体も種痘キャンペーンを行ったという。<sup>(19)</sup> しかしこうした例は、あくまでも天然痘の流行を主なきっかけとした一時的な事業に過ぎない。やがて世代が変わり、他地域からの移民や農村部からの移住者が流入すれば免疫を持たな

い人口が増え、また接種した人においてもいずれその効果が薄まる。種痘キャンペーンが一時的に犠牲者を減らした可能性は否定できないが、数年ごとに天然痘の流行は繰り返されることとなる。

オスマン帝国における国家事業としての種痘の本格的な地方への普及は、いつ頃始まったと見るべきか。これは、接種を行き渡らせるのに十分な人材と痘苗（ワクチン、*vaccine*）の数を伴い、少なくともそれを揃える取り組みがなされ、種痘実施義務を定めた法律の中で全国的に展開されることが必要な条件となるだろう。したがって、確かに牛痘は早い時期にオスマン帝国にも伝わり、またイスタンブルなどで行われた種痘キャンペーンは、国家医療の先駆けと言えるかもしれない。しかし、その国家事業としての全国的な拡大は、種痘に関わる法の整備、国内での痘苗の生産、種痘官の育成の開始といった一連の動きが見られる一八八〇年から九〇年代以降と見るべきだろう。地方社会において市行政医が種痘の主な担い手であったことを考えれば、第二章で見た同時期における市行政医数の増加とも整合する。

種痘の全国への普及には、まず各地で接種を行う人材が必要である。すでに確認したように市行政医は一八八



○年代以降その数を徐々に増やしていった。しかしそれでも、必ずしもすべての地域にいたわけではなく、いたとしても他の業務に時間を取られ、近隣の村々まで巡回して種痘を行うほどに十分ではなかった。オスマン社会において旧来の人痘接種は専門の医師ではなく、技術を備えた女性の仕事であったとも言われている<sup>(12)</sup>。それゆえ、資格を持たない人が牛痘接種も行い、少額の給与で市に雇用されることもあった<sup>(13)</sup>。逆に言えば接種自体は、長い歳月をかけて医学学校で近代医学を修めた貴重な人材を割く必要はないとも考えられた。そこで一八九八年、専ら種痘の実施を担う技官を短期間で育成し、市行政医の負担を減らすために、種痘学校 *Asi Dershahesi/Asi Mektebi* がイスタンブルに開校し、一九〇三年までに三一九人の種痘官が卒業した<sup>(14)</sup>。一九一二年には種痘官の養成は、割礼や看護を合わせた小保健官学校 *Shihye Küçük Zabitanı Mektebi/Küçük Shihye Memurları Mektebi* で行われるようになった<sup>(15)</sup>。二年間のコースで教育を受けた卒業生たちは地方に派遣され、各地の市行政医の業務の一部を分担するようになったのである。

イズミルにおいてはヒジュラ暦一三一五（一八九七—一九八）年以降の州年鑑に市に雇用された種痘官<sup>(16)</sup>

近代オスマン帝国における国家医療の形成と市行政医

*memuru*)を確認できる。つまり一部の地域では種痘学校開校以前から、種痘専門の役人が雇用されていた。スレイマンという名のこの種痘官は、以後継続的に州年鑑に記録があり、各地での種痘実施に関して頻繁に地元紙に登場する。イズミル中心部や、ボルノヴァやセディキヨイなど下部の郷 (*nahye*) における接種を担当した。アイドゥン州内の種痘実施統計 (表5) を見ると、おおよその傾向として、市行政医が市街地や刑務所を、種痘官は巡回接種員として市街地の外での種痘を担当したと言える。

接種を行う人材と同時に、痘苗の安定した供給も不可欠である。オスマン帝国ではもともとヨーロッパから輸入された痘苗を利用していたが、一八九二年七月、帝国種痘所 *Telkikhane-i-Sahane* での痘苗の製造を命じる勅旨が出され、痘苗の国産化が始まった<sup>(17)</sup>。ここで生産された痘苗が帝国各地に送られ、種痘が行われた。例えば表5と同じ年にはイスタンブルから合計一八五五〇の痘苗が届き、そのうち七五六七がイズミル市街地で使用され六四三三三人に、残りの一〇九三八がアイドゥン州内各地に送られ、七四九一六人に種痘が実施された<sup>(18)</sup>。

イスタンブルからの供給が十分でなければ、自治体が

表5 アイドゥン州種痘実施統計(1903年)

	担当者	場所	人数
イズミル県	衛生監察官、イズミル市行政医、助手	イズミル諸地区	64,333
	衛生監察官	イズミル刑務所	44
	イズミル種痘官	イズミル市街、ボルノヴァ郷、セデイキョイ郷	25,480
	メネメン市行政医	メネメン市街	683
	ベルガマ・メネメン種痘官	メネメン・ベルガマの村々	1,088
	オデミシュ市行政医	郡刑務所	55
	バユンドゥル市行政医	バユンドゥル市街	800
	バユンドゥル種痘官	バユンドゥル、オデミシュ各地	2,012
	セフェリヒサル市行政医	セフェリヒサル市街	599
	カラブルン市行政医	カラブルン市街	246
	ニフ市行政医	ニフ市街	700
	チェシュメ市行政医	—	1,640
	クシャダス市行政医	—	1,196
ウルラ市行政医	ウルラ市街地と村々	6,075	
マニサ(サルハン)県	マニサ市行政医	マニサ市街	1,184
	マニサ市第一行政医	マニサ刑務所	404
	マニサ種痘官	村々	1,503
	アクヒサル種痘官	アクヒサル、クルクアーチ、ソマ郡	1,196
	アクヒサル市行政医	アクヒサル刑務所	11
	医師	クルクアーチ	83
	クルクアーチ市行政医	刑務所、都市街地	205
	サリフリ市行政医	刑務所、都市街地	67
	サリフリ種痘官	サリフリ、ギョルデス、デミルジ郡	1,589
	アラシェヒル市行政医	アラシェヒル刑務所	48
アラシェヒル種痘官	—	801	
クラ市行政医	クラ、村々	204	
アイドゥン県	アイドゥン種痘官	アイドゥン、チネ、ソケ、ボズドアン、カラジャス	5,630
	ナジツリ種痘官	アイドゥン、チネ、ソケ、カラジャス郡	11,148
デニズリ県	デニズリ市行政医	デニズリ刑務所、デニズリ市街	342
	デニズリ種痘官	チャル、ブルダン、サライキョイ郡	4,558
	チャル市行政医	チャル郡、刑務所	105
	ガルビーカラアーチ市行政医	ガルビーカラアーチ郡刑務所	20
ムーラ県	ムーラ(メンテシェ)種痘官	ムーラ、ミラース、キョイジェイズ	3,522
	メクリ市行政医	メクリ、村々	1,680
	ボドルム市行政医	ボドルム、諸郷	998
		合計	139,249

史  
学  
第九〇卷  
第四号

六〇(三七八)

典拠：Ahenk, 2389 (31 May 1904/18 V 1320), p. 3 より筆者作成。

独自に痘苗を調達することもあった。例えば一九〇九年に地域内で天然痘が流行すると、アイドゥン州内で大規模な種痘キャンペーンが行われた。イスタンブルから届く痘苗に加え、イズミルの薬剤師であるモラエティを通じてローザンヌから一〇〇〇、同じく薬剤師カリカキを通じてベルンから二〇〇〇、商人のイカル兄弟を通じてシュミエから二〇〇〇の痘苗を調達し、さらにフランスのシャンボンの製薬所からも七〇〇〇の痘苗を取り寄せ、六万人以上に種痘が行われた<sup>(17)</sup>。この種痘キャンペーンでは、イズミル市街での実施のために一〇名の医師が臨時雇用され、市街を一〇のエリアに分割して種痘が実施された<sup>(18)</sup>。

しかし医薬商を通じた痘苗の調達には困難も伴った。ローザンヌから届いた痘苗はどういうわけか極めて非力 (pek zavif ve kuvvetsiz) で、初接種の子どもにすら善感しないことが市行政医と種痘官の報告から明らかとなり、再接種とそのため<sup>(19)</sup>の痘苗の調達が必要となった。痘苗の鮮度については地元紙でも議論になっている。『アヘンキ』紙によれば、イズミルで用いられる痘苗の大半はイスタンブルの帝国種痘所で生産されたもので、輸送距離が短いことから新鮮でよく効くという。他方、やむ

を得ず国外から取り寄せる場合、痘苗の生産から長時間が経過し、ウイルスの力 (kuvveti virüsüye) が弱まり、効果がなくなるため、利用される痘苗が純粹かつ新鮮 (halis ve taze) であることが必要と論じている<sup>(20)</sup>。

さらに、フランスから追加で取り寄せた痘苗を、仲介した商人と薬剤師が引き渡そうとせず、再度の接種を望む富裕層に法外な価格で販売していた。貧しい未接種の子どもへの接種を優先したい衛生監察官は、自治体による直接買い付けを提案したが実現しなかったという。同時に痘苗不足にも拘らず、臨時の種痘医が儲けのためにすでに接種を済ませた自身の顧客に繰り返し接種を行い、痘苗を無駄遣いしているとも述べられている<sup>(21)</sup>。

この例のように、お金を積んででも繰り返し接種を望むような富裕層もいる一方で、接種を避けようとする者もいた。住民への接種をいかに促進するか、すなわち種痘を忌避する人々への取り組みは予防接種の普及において普遍的な問題である。種痘義務化の法整備は一八八〇年代以降に進んだ。一八八五年の「種痘法」により、種痘が学校入学の要件であり、未接種の子どもは学校に入学できないとされた<sup>(22)</sup>。一八九四年の改正では、新生児への六ヶ月以内の接種が義務化、同時に五年毎の再接種や

拒否者への罰金規定が導入されている。<sup>(13)</sup>一九〇四年には医師や種痘官など、種痘実施側への罰則規定も設けられた。<sup>(14)</sup>

それでも、家まで種痘官が派遣されたが接種を拒否し、逃走したという事例には事欠かない。そのようなケースではより強制力を伴った対応が取られた。よく見られるのはローカルな共同体を活用して、接種を進める手法である。一九〇七年にイズミルのドラブクユ地区で天然痘が蔓延した際、「市行政医と種痘官により、地区のイマームとムフタルの案内で家屋を一軒ずつ周り、種痘の奨励がなされ」たが、それでも種痘を避ける人がいたという。そこで市の報告書は、「警官と市警、地区のイマームとムフタルによって、家の搜索・調査がなされ、

科学的に種痘が必要な者に強制的に (coercen) 種痘がなされることが必要」と結論づけた。<sup>(15)</sup>一九一〇年の自治体からの公示では、「地域において未接種の人を台帳に記録し、種痘を強制させること、未接種の人がいた場合、この責任は前述のムフタルに帰せられる」と告げられ、未接種者の名前、通名、職業、住所を記した台帳を数日の間にまとめるように要請が出された。<sup>(16)</sup>地元紙では説得と啓蒙のため、種痘の有用性が繰り返し説かれたが、説

得が常に功を奏するとも限らず、また新聞を読まない、あるいは読めない層には意味がない。そこでこうしたローカルな共同体が利用され、種痘が推進された。

このように一八八〇年代以降、種痘を実施する市行政医と種痘官が各地に任じられ、また帝国種痘所で生産された痘苗が各地に配布される形で、全国的な種痘実施体制が整えられた。同時期には種痘を促進するための法整備も進められた。本節で見たように、イズミルで行われた種痘においては確かに困難も見られたが、同時期に国家事業としての種痘は新たな段階を迎え、地方においても普及していったと言えるだろう。

## 五 おわりに

軍医ではない「文民医」の育成と、その各地への任命を通じて地方医療の改革という構想は、文民医学学校を卒業した医師の数が徐々に増え、各地の自治体において医師の雇用が進むのに従って徐々に実質化していった。イズミルにおける市行政医は一八八〇年代にはたった一人が雇用されているに過ぎなかったが、九〇年代、そして一九〇〇年代と着実に数を増やし、一九〇八年には四人の市行政医と、その他の医系官吏が雇用されるに至った。

アイドゥン州全体でも同様の傾向が見られ、世紀転換期が市行政医の普及にとり重大な時期であったと言える。

それと共に、その具体的職務に関わる法律の整備、種痘官や検査官などの補助人材の雇用や育成、検査施設や国産の痘苗の製造の開始など、地方衛生政策に関わる重大な取り組みも同時期に加速した。近代オスマン帝国における国家医療の形成において、同時期は一つの転機であった。コレラの流行が多くの国で近代衛生改革の誘因となったことを思えば、アブデュルハミト二世期（在位一八七六一一九〇九年）における初めてのコレラ大流行を経験した時期でもある事実をここに付け加えてもよいだろう。

こうした地方衛生政策の新たな体制が徐々に構築されていく中、その実現においては、元々都市に開業していた薬局、伝統的な街区共同体やその指導者層など、既に社会に存在していたリソースが有効に活用された。市行政医の役割は病人の治療にとどまらず、食の安全の管理などの公衆衛生に関わるものや、種痘の普及という社会全体の病気への免疫に関わるものまで様々な領域に広がり、化学分析官や種痘官などの新たな人材と分担し、地域社会全体の健康維持に努めた。国家と国民の関係の変

容の中で、各地の行政医たちは、地方社会の住民の健康と国益とを結びつける役割を期待された。

他方、市行政医を通じた地方衛生改革という国家の描く青写真と、当の医師たちの置かれた状況の間に若干の齟齬があったことは本稿ではあえて触れなかった。例えば市行政医の役割の一つに無免許で医業を行う「非正規医」の取り締まりがある。これは国家の視点からは取りも直さず医療の質の保証による人々の健康の保護を目的とするが、ただでさえ薄給であった市行政医の立場からは、患者すなわち顧客を獲得する上での競合者の排除、医療市場におけるシェアの獲得という意味をも帯びていたのである。「国益」のために地域全体の健康の向上に取り組む官吏であった彼らもまた一人の人間である、という当たり前の事実を目を向ければ、医師の社会的地位から診療報酬、医業の専門職化、職業組合の形成まで、様々な重大な論点が浮かび上がってくる。こうした点は次の課題として、別稿にて論じることとしたい。

#### 註

\* 西暦以外の日付は特に断りが無ければ財務暦である。月名は Mart から順に III、XII、I、II と略記した。

- (1) かった視点から近代オスマン帝国の医療・衛生政策を概観したもののなかで Ismail Yaşayanlar, "Osmanlı Devletinde Kamu Sağlığın Kurumsallaşmasında Kolelehan Etkisi", in Barut Kurt and Ismail Yaşayanlar (eds.), *Osmanlıdan Cumhuriyete Salgın Hastalıklar ve Kamu Sağlığı*, İstanbul: Tarih Vakfı Yurt Yayınları, 2017, pp. 2-24. 官僚制度改革と国家構造的変容について Carter V. Findley, *Bureaucratic Reform in the Ottoman Empire: The Sublime Porte, 1789-1922*, Princeton: Princeton University Press, 1980; Carter V. Findley, *Ottoman Civil Officialdom: A Social History*, Princeton: Princeton University Press, 1989; Kemal Karpat, "The Transformation of the Ottoman State, 1789-1908", *International Journal of Middle East Studies*, 3/3, 1972, pp. 243-281.
- (2) ショージ・ローゼンはその古典的名著において、医学知は、政治・経済・社会といった様々な非科学的な要素との関係性の中で、その実際の運用が左右されるという視点のもと、公衆衛生の発展が、国力の向上のために人口や健康への関心を高めた中央集権国家の登場と並走したものであったと論じた(ショージ・ローゼン『公衆衛生の歴史』第一出版、小栗史朗訳、一九七四年)。後に、その「発展」をめぐるのは、死亡率の低下に対する医学・公衆衛生政策の歴史の役割に疑問が投げかけられる(見市雅俊「栄養・伝染病・近代化」『社会経済史学』五三・四、一九八七年、九〇—一二四頁)、*şu*には近代における知と権力の結託を浮き上からさせた「シエル・ブーコー」に触発される形で、医学・公衆衛生の規律・抑圧的な側面が描かれるなど、議論は様々な方向に展開をしいったが、近代国家の一側面としての公衆衛生の展開という方向性自体は共有され、各国・地域それぞれのコンテキストを踏まえて考察がなわれてきた(Dorothy Porter, ed., *The History of Public Health and the Modern State*, Amsterdam: Atanta Rodopi, 1994)。
- (3) 秋葉淳「オスマン帝国の新学校」秋葉淳・橋本伸也編『近代・イスラームの教育社会史—オスマン帝国からの展覧』昭和堂、二〇一四年、八六—一一二頁。新たな官僚層の育成を目的とした教育機関については、永田雄三「オスマン帝国における近代教育の導入—文官養成校 (マユルキエ) の教師と学生たちの動向を中心に」『駿台史学』一一一号、二〇〇一年、六三—九〇頁を参照。
- (4) オスマン帝国史の文脈での実証研究は依然少なからず、女性・ジェンダーに関する研究が先鞭をうけている。例えは以下の研究を参照。Gülhan Balsoy, *The Politics of Reproduction in Ottoman Society, 1838-1900*, London: Pickering and Chatto, 2013; Tuha Demirci and Selçuk Akşin Somel, "Women's Bodies, Demography, and Public Health: Abortion Policy and Perspectives in the Ottoman Empire of the Nineteenth Century", *Journal of the History of Sexuality*, 17/3, 2008, pp. 377-420.
- (5) "İdare-i Umumiye-i Tibbiye Nizamnamesi (20 Jul. 1871/9 VII 1287)", in *Düstur*, Vol. 2, İstanbul: Matbaa-i Amire, 1289, pp. 800-803.

- (6) Meclis-i Umur-ı Tıbbiye-i Mülkiye ve Sıhhiye-i Umumiye, *Sıhhiye Müfettişleri ve Etibar-ı Belediyeye Ait Vezâif*, İstanbul: Arşak Garoyan Matbaası, 1326, p. 5.
- (7) 各国・地域に関する専論の一例を挙げる。Nancy Frieden, *Russian Physicians in an Era of Reform and Revolution, 1856–1905*, Princeton: Princeton University Press, 1981; Evelyn Ackerman, "Medical Care in the Countryside near Paris, 1800–1914", *Annals of the New York Academy of Sciences*, 412, 1983, pp. 1–18. 永島剛「一九世紀へキリシトにおける保健行政—フランスと市衛生当局の活動を中心として」『社会経済史学』六八巻四号、二〇〇二年、一三三—一四四頁。
- (8) Ceren Güler İlikan-Rasimoglu, "The Foundation of a Professional Group: Physicians in the Nineteenth Century Modernizing Ottoman Empire (1839–1908)", Ph. D. Dissertation, Boğaziçi University, 2012; Rüya Kılıç, *Hasta, Doktor ve Devlet: Osmanlı Modern Tıbbında Hastalıkla Mücadeleinin Bînemîş Hikâyeleri*, İstanbul: Kitap Yayınevi, 2020; Erdem Aydın, "19. Yüzyılda Osmanlı Sağlık Teşkilatlanması", *Osmanlı Tarihi Araştırma ve Uygulama Merkezi Dergisi*, 15, 2004, pp. 185–207.
- (9) 公的組織に雇用される医師について、例えば「医事法」における原語は *memleket hekim (ler) / tabibi (etibbası)* であり、ヤンズによる同法のフランス語版では *Médecins municipaux* と翻訳された。(Idare-i Umumiye-i Tıbbiye Nizamnamesi) ; "Règlement sur l'administration municipale médicale", in George Young, *Corps de droit ottoman*, Vol. 3, Oxford: The Clarendon Press, 1905, pp. 205–207)。その他の史料のなかでは、市行政医 (*Belediye tabibi*, *belediye müfettişi*) 及び、実際の官職名と呼ばれていた *tabibi* と *belediye-memleket etibbası* とする表記も見られる。(Sıhhiye Müfettişleri ve Etibar-ı Belediyeye Ait Vezâif, p. 4) 各々、*belediye tabibi* は同じものを指すようになったと考えられる。本稿では、州衛生監察官などを含めて公的組織に奉職する医師を行政医、なかでも各地方自治体に雇用された医師を市行政医とする。

- (10) Beşim Ömer, *Nevsal-i Afriyet*, İstanbul: Alem Matbaası, 1315, p. 74. 二一九〇年から二二一五年の二二五年間、すなわち西暦一八七四年から一八九九年に相当する。
- (11) Mustafa Münif Paşa, "Mektebi Tıbbiye-i Mülkiyenin Tarihiçesi", in *Mazhar Osman, Şihat Amanakı*, İstanbul: Kader Matbaası, 1933, p. 68.
- (12) Ayten Altıntaş, "Mülki Tıbbiye'nin Kuruluşu", *Tarih ve Toplum*, 184, 1999, pp. 217–218. サリーフはオスマン帝国最後の宮廷侍医長 (*hekimbaşı* 一八五〇年廃止) であり、一八六五年に医学学校長に任命された。
- (13) Cemil Serif, *Merhum Seyhültebbâ Operator Mustafa*



- Emver Beyin Hatıraları*, Izmir: Bilgi Matbaası, 1983, pp. 8-10. エンヴェルに ついては、鈴木真吾「一九世紀末から二〇世紀初頭イスタンブルにおけるコロレラ対策の変容と継続—近代オスマン帝国における衛生政策と地方社会」『社会雑誌』第一三三編第三号、二〇二一年、六三頁を参照。
- (14) 後述のように、地方への公務が義務となるのは少し時代をこのころよりも (Galip Ata, *Tip Fakültesi, İstanbul Yeni Matbaa*, 1341 [1925], p. 138)。
- (15) Ömer, *Nevsâl-i Ayyet*, pp. 71-74; Ekrem Kadri Unat and Mustafa Samast, *Mekteb-i Tibbiye-i Mülkiye (Sivil Tip Mektebi) 1867-1909*, İstanbul: İstanbul Üniversitesi Cerrahpasa Tip Fakültesi Yayınları, 1990; Nuran Yıldırım, *History of Healthcare in İstanbul*, İstanbul: Avrupa Kültür Başkenti Ajansı, 2010, pp. 294-298.
- (16) ただフランス語自体はカリキュラムから消え、その後は長く、また臨床教育の充実などを理由に修学期間はその文献を参照。Nuran Yıldırım, "An Overview of the Educational Models in Terms of the History of the Medical Education in Our Country 1827-1933", in Aysegül Demihan Erdenir and Öztan Öncel (eds.), *1st International Congress on the Turkish History of Medicine 10th National Congress on the Turkish History of Medicine: Selected Papers on Turkish Medical History*, İstanbul: Türk Tıp Tarihi Kurumu, 2008, pp. 169-211.
- (17) 従来、文民医学校の前に医学協会が設立されたと考えられていたが (Unat and Samast, *Mekteb-i Tibbiye-i Mülkiye*, p. 4)、『ムルトマナンタシュ』は文書史料に依拠して、順序が逆であると論証した (Altıntaş, "Mülki Tibbiyenin Kuruluşu", pp. 216-222)。
- (18) Unat and Samast, *Mekteb-i Tibbiye-i Mülkiye*, p. 5.
- (19) 文民医は、軍医の対となるものがあり、職階と位階を有する文民医階級に属する医師を指す。ヤンクのフランス語で *Médecins civils* と呼ぶ (『*Médecins et pharmaciens civils, loi*』, in George Young, *Corps de droit ottoman*, Vol. 3, Oxford: The Clarendon Press, 1905, pp. 203-205)。したがって、以上の「県医」なども実際の官職ではなく階級を示している。ただし、郡レベルの自治体には「郡医」階級の文民医が、さらに上位の行政区分の自治体にはさらに上の階級の文民医が任命されることは当然考えられ (例えば州庁であるイスタンブルの自治体には「州医」、県庁であるブイサには「県医」、郡庁であるマラシェヒルには「郡医」が任命されることになり)、その意味では、階級と実際の官職の間に全く関係がないわけではない。ただしそれは制度設計上のことであり、十分な数の医師がいたわけではないという、現実とその通りであったことは意味しない。なお呼称の上では、それらに区別をかけた *belediye tabibi* と呼ぶ (18)。
- (20) "Mekteb-i Tibbiye-i Mülkiye Nizamname-i Esasine Müzeyyel Mevadd-ı Nizamiye (8 Oct. 1870/26 IX 1286)", in *Düstur*, Vol. 2, İstanbul: Matbaa-i Amire, 1289, pp.



812-813.

- (21) "Memleket Etibbası ve Eczacıları Hakkında Nizamname (16 Apr. 1888/4 IV 1304)", in Osman Nuri (Ergin), *Mecelle-i Umur-ı Belediye*, Vol. 4, İstanbul: Arşak Gayyan Matbaası, 1331, pp. 20-24.
- (22) 州衛生監察官に就くは、鈴木真吾「一九世紀末イスマイルにおける都市行政と公衆衛生」『日本中東学会年報』三一一、二〇一五年、八―九頁も参照。
- (23) İlikan-Rasinoğlu, "The Foundation of a Professional Group", p. 234. エンヴェルも「時期」病院院と市行政職を掛け持ちしつつあった (Serif Merhum Şehitibba, pp. 10-11)。
- (24) 佐原徹哉『近代バルカン都市社会史―多元主義空間における宗教とエスニシティ』刀水書房、二〇〇三年、八五頁。
- (25) "İdare-i Umumiye-i Vilayat Nizamnamesi (22 Jan. 1871/9 I 1286)", in *Düstur*, Vol. 1, İstanbul: Matbaa-i Amire, 1289, p. 649.
- (26) 一八七〇年代初頭にイスマイル周辺を見聞したシュェルツマーは、「都市あるがは地域医療体制はこの地域では全く未知のものであり、このサービスを遂げる行政医 (Memleketischekeni) の大部分は無免許の医師であり、その唯一の活動は病気になるたシヤンダルマや服役者の世話、法医学上の検分をする「ことである」と述べる (Karl von Scherzer, *La province de Smyrne: considérée au point de vue géographique, économique et intellectuel*, Vienna, 1873, p. 26)。

1873, p. 26)。

- (27) İlikan-Rasinoğlu, "The Foundation of a Professional Group", pp. 235-249.
- (28) "Memleket Etibbası ve Eczacıları Hakkında Nizamname", in Ergin, *Mecelle*, Vol. 4, p. 23.
- (29) "İdare-i Umumiye-i Tibbiye Nizamnamesi", pp. 800-803.
- (30) 地方衛生委員会について、確かにアイトゥン州では衛生委員会 (Sihhiye Komisyonu) が存在したが、一九〇七年時の州衛生監察官セキによれば、この委員会の実際の主要な職務は裁判所からの所見報告書の調査に限られていた。そこで彼は、常時地域の衛生状態を監督し、医学的新見を交換する組織が必要であるとして、一九〇七年に新たな医学・衛生組織の設置を提案している ("Bir Teşebbüs-i Nafi", *Ahenk*, 3352 (25 Jul. 1907/12 VII 1323), p. 1)。むしろ、急性感染症の流行や、一時的な対策強化などの際に、臨時の議会や委員会が設置されるケースのほうが多く見られる。
- (31) *Ahenk*, 4017 (18 Jan. 1910/5 I 1325), p. 2.
- (32) Şinasi, "Malumat-ı Sihhiyerin Tammimi", *Ahenk*, 4018 (19 Jan. 1910/6 I 1325), p. 1.
- (33) イスマイルの行政医が衛生知の普及に果たした役割については、鈴木真吾「一九世紀末から二〇世紀初頭イスマイルにおけるコレラ対策の変容と継続」七五―七七頁を参照。
- (34) 一九一三年の「州衛生行政法」により、地方の衛生行

- 政が再編された *hükümet tabii* (仮に医務官 *muhtar*) が州  
 県 郡 市 町 村 區 された (“*Vilayat İdare-i Shihive Ni-*  
*zamnanesi* (1913)”, in *Düstur: Tertib-i Sani*, Vol. 5, İst-  
 anbul Matbaai Amire, 1332, pp. 363-367)。<sup>41)</sup> たゞし聞か  
 なくして大戦が勃発し一九二三年にはオスマン帝國が解  
 体したためもあり、医務官制度の実態はなかなかいささか  
 不明で共和国初期も含めた検討が課題となつてゐる。
- (35) Malek Sharif, *Imperial Norms and Local Realities: The Ottoman Municipal Laus and the Municipality of Beirut (1860-1908)*, Beirut: Ergon Verlag Würzburg, 2014, p. 182.
- (36) *Ibid.*, p. 189. カヌル・マル＝マニエー医学校が、オスマン帝國に先駆けて一八二七年にドクトン・ブルームリーがカイロに設立した近代医学校。
- (37) Veyssel Usta, “Tanzimattan Cumhuriyete Trabzon’da Sağlık”, in Mustafa Çulfaz (ed.), *Anadolunun İlk Tıp Gazetelerinden Hekim*, Trabzon: Serander, Trabzon Tabip Odası Yayını, 2007, p. XIX.
- (38) Ali Açıkel, “Sivas Vilayetinde Sağlık Örgütünün Teşkilî ve Sağlık Kurumları (1867-1920)”, in Aysegül Demihan Erdemir et al (eds.), *1. Uluslararası Türk Tıp Tarihi Kongresi - 10. Ulusal Türk Tıp Tarihi Kongresi Bildiri Kitabı*, Vol. 2, Ankara: Tıp Tarihi Kurumu, 2008, pp. 1394-1395.
- (39) Şeref, *Merhum Şeyhülhabba*, pp. 10-11.
- (40) İlkan-Rasinoğlu, “The Foundation of a Professional Group”, p. 107.
- (41) *Hizmet*, 252 (30 Apr. 1899/18 IVI305), p. 1. *Hizmet* のこのころは、鈴木「一九世紀末から二〇世紀初頭へスミヤカはトルコに對策の變容と継続」六二三頁を参照。
- (42) Mehmet Karayaman, *20. Yüzyılın İlk Yarılarında İzmir’de Sağlık*, İzmir: İzmir Büyükşehir Belediyesi Kültür Yayını, 2008, p. 35.
- (43) *Ahenk*, 2229 (18 Nov. 1903/29 X 1319), p. 2.
- (44) *Ahenk*, 2325 (17 Mar. 1904/4 III 1320), p. 3.
- (45) 「薬師の数は制限をせよ」と記した第四条の名称 (“Beledi İspençiyarlık Sanatının İcrasına Dair Nizamname (3 Feb. 1861/22 Receb 1277AH.)”, in *Düstur*, Vol. 2, İstanbul: Matbaai Amire, 1289, pp. 817-823)。これは前記の数の制限があったものの裏返しの意味で、*muhtar* と呼ばれた一種の営業権の廢止を意味してゐる。医師と薬師の区別をキチンとして不明な点があるが、先行研究より *muhtar* Rengin Dranur, “Osmanlılarda Hekim ve Eczacı Gedigi”, in *Türk Tıp Tarihi Kongresi İstanbul: 17-19 Şubat 1988*, Ankara: Türk Tarih Kurumu Basımevi, 1992, pp. 149-155.
- (46) Nuran Yıldırım, “İstanbul Eczanelerinde Hasta Müayenesi ve Tıbbî Tahli Laboratuvarları”, *Yeni Tıp Tarihi Araştırmaları*, 2-3, 1996/97, pp. 71-97.
- (47) “Eczane-i Umumi”, *Ahenk*, 2192 (6 Oct. 1903/23 IX 1319), p. 4.
- (48) Doktor Mercan Ritosyan, *Fransa’da Sabık Sıbyan*

- Müftüsü", *Ahenk*, 4461 (20 Mar. 1911/7 III 1327), p. 4.
- (64) "Gureba-i Müslimin Hastanesi Emraz-i Nisaiye ve Tabib-i Müvellidi: Nikolaki İkonomidi", *Ahenk*, 4141 (26 Feb. 1910/13 II 1325), p. 4.
- (65) 同時代のイスタンブールの事例として Yıldıırım, "İstanbul Eczanelerinde Hasta Muayenesi" を参照。
- (66) Vangelis Kechriotis, "Between Professional Duty and National Fulfillment: The Smyrniot Medical Doctor Apostolos Psaltou (1862–1923)", in Meroپی Anastasiadou (ed.), *Médecins et ingénieurs ottomans à l'âge des nationalismes*. Paris: IFEA, Maisonneuve & Larose, 2003, pp. 345–346.
- (67) "Kadıızade Hüseyin Rifat Sifa Eczanesi: İzmir-Hükümet Caddesi", *Ahenk*, 2935 (17 Mar. 1906/4 III 1322), p. 4.
- (68) "Sifa Eczanesi (Poliklinik) i: Muayenehanesi-i Tıbbi-Cerrahi-Ayni", *Ahenk*, 3346 (18 Jul. 1907/5 VII 1323), p. 4.
- (69) "Kadıızade Hüseyin Rifat Sifa Eczanesi", *Ahenk*, 2935, p. 4.
- (70) *Ibid.*
- (71) "Doktor Kimyager Şehab Sadıki", *Ahenk*, 3483 (29 Dec. 1907/11 XII 1323), p. 4.
- (72) 上述のウトナー薬局も一九一〇年の『統一』紙掲載の広告では血液や痰などの化学・顕微鏡分析を行えることを、同じくも出産を行う準備があることを宣伝して

近代オスマン帝国における国家医療の形成と市行政医

- い (Eczane-i Umumi", *İttihad*, 439 (29 Sep. 1910/16 IX 1326), p. 4)。
- (73) イスタンブールでも同時期に似たような状況が見られる。例えばフランスで医学を修めた著名な医師であり、後にイスタンブール市長を務めたジュエシル・トプズルは、薬局で患者を診るやり方に納得できず、四部屋ある邸宅を借りて私立診療所を開いた。その後チェンネルリタシムに診療所を移すたび、シム・オメルやカズリム・ラシムなど、同時代を代表する医師たちも同地区に診療所を開設して、その診療所地区の様相を呈したという。それ以外にも、つづいた医師は例外であり、多くの医師は薬局で診療を行っていた (Nuran Yıldıırım, "İstanbul'da Nöbet Mahalleri-Nöbet Eczaneleri (1845–1895)", *Osmanlı Bilimi Araştırmaları*, VI/2, 2005, p. 167)。
- (74) "Aynen Varaka", *Ahenk*, 2364 (1 May 1904/18 IV 1320), p. 3.
- (75) "Manisa dan (Edhem Efendizade Bahayavdın) İnzasıyla Aldığımız Varakadır", *Ahenk*, 2439 (29 Jul. 1904/16 VII 1321), p. 3. "Neticesi Muvaffakiyetli Bir Ameliyat-ı Cerrahiye-i Mühimme", *Ahenk*, 2608 (14 Feb. 1905/1 II 1321), p. 3.
- (76) Yıldıırım, "İstanbul Eczanelerinde Hasta Muayenesi", pp. 88–90.
- (77) 各病院ごころころは Başak Ocak and Özlem Yıldıırım Kocabaş, *İzmir Gureba-i Müslimin Hastanesinden İzmir Devlet Hastanesine "Bir Hastane Öyküsü"*. İzmir: İzmir

- Büyükşehir Belediyesi, 2014. Basak Ocak, "Osmanlı Döneminde Faaliyetlerini Sürdüren İzmir'deki Gayrimüslim Hastaneleri", *Belgi Dergisi*, 2/18, 2019, pp. 1607-1624や参照のこと。また、英仏やオスマン帝国の薬学史の発展に因る国々以前の病室や薬学について。
- (63) Ocak, "İzmir'deki Gayrimüslim Hastaneleri", p. 1610.
- (64) 以下の条の薬学を参照 (Ahenk, 2410 (24 Jun. 1904/12 VI 1320), p. 3; 2432 (21 Jul. 1904/8 VII 1320), p. 2; 2511 (20 Oct. 1904/7 X 1320), p. 3; 2535 (17 Nov. 1904/4 XI 1320), p. 3; 2557 (16 Dec. 1904/3 XII 1320), p. 3; 2609 (21 Feb. 1905/8 II 1320), p. 3; 2631 (18 Mar. 1905/5 III 1321), p. 3)。
- (65) *Ahenk*, 2633 (21 Mar. 1905/8 III 1321), p. 2.
- (66) Mustafa Enver, "Yine Gureba Hastanesi", *Ahenk*, 5163 (1 Jul. 1913/18 VI 1329), pp. 2-3.
- (67) Şeref, *Merhum Şehitâtıba*, p. 22.
- (68) Ocak and Yıldırım Kocabaş, *İzmir Gureba-i Müslimin Hastanesinden İzmir Devlet Hastanesi'ne*, p. 111.
- (69) *Ahenk*, 2663 (25 Apr. 1905/12 IV 1321), p. 3.
- (70) *Ahenk*, 2596 (31 Jan. 1905/18 I 1321), p. 2.
- (71) *Ibid.*
- (72) 藥學の歴史を参照。Ocak and Yıldırım Kocabaş, *İzmir Gureba-i Müslimin Hastanesinden İzmir Devlet Hastanesi'ne*, pp. 110-115.
- (73) *Ahenk*, 1597 (14 Nov. 1901/1 XI 1317), p. 2.
- (74) *Ahenk*, 3184 (5 Jan. 1907/23 XII 1322), p. 1.
- (75) "Gureba-i Müslimin Hastanesinden", *Ahenk*, 3725 (10 Oct 1908/27 IX 1324), p. 3.
- (76) "Humma-ıy Nefasi", *Hizmet*, 127 (7 Feb. 1888/26 I 1303), pp. 1-2.
- (77) "İdare-i Umumiye-i Tibbiye Nizamnamesi", pp. 800-801.
- (78) *Sihhiye Müfettişlerine ve Etibba-yı Belediyeye Ait Vezâfi*, p. 23.
- (79) *Ahenk*, 271 (30 Jun. 1897/18 V 1313), p. 2.
- (80) "Devair-i Belediyeden Hastagan-i Fukaraya Mecanen İta Kilinan Mualecatın Usul-i İtasmı Muntazamın Talimat (1323)", in Ergin, *Mecelle*, Vol. 4, pp. 632-633.
- (81) エルギンに於ける「医薬品価格の植士がらやへて」一九一四年の上限が四ツレントに上りやエチふれた (Ergin, *Mecelle*, Vol. 4, p. 634)。
- (82) "Fukara-yı Hastagana Ecza İtasi Hakkında Talimatname (24 Apr. 1913/11 IV 1329)", Ergin, *Mecelle*, Vol. 4, p. 634).
- (83) 以下の正確には「シヤシットで始められたものが徐々に他地域にも導入され、結果としてこの五つの地区にわたる」。
- (84) Yıldırım, "İstanbul'da Nöbet Mahalleri-Nöbet Eczaneleri (1845-1895)", pp. 151-182.
- (85) "İdare-i Umumiye-i Tibbiye Nizamnamesi", p. 800.
- (86) *Ahenk*, 2652 (12 Apr. 1905/30 III 1321), p. 3.

- (87) *Ahenk*, 2590 (24 Jan. 1905/11 I 1321), p. 2.
- (88) Sharif, *Imperial Norms and Local Realities*, p. 190.
- (89) "Izmir Dare-i Belediyesinden", *Hizmet*, 440 (5 Apr. 1891/23 III 1307), p. 4.
- (90) *Hizmet*, 522 (27 Jan. 1892/15 I 1307), p. 1.
- (91) *Hizmet*, 694 (11 Oct. 1893/29 IX 1309), p. 1.
- (92) *Ahenk*, 1572 (16 Oct. 1901/7 X 1317), p. 2; "Dare-i Belediyeden", *Ahenk*, 1578 (23 Oct. 1901/10 X 1317), p. 2.
- (93) "Dare-i Belediyeden", *Ahenk*, 3838 (28 Feb. 1909/15 II 1324), p. 3.
- (94) 詳しくは鈴木「一九世紀末イヌミルにおける都市行政と公衆衛生」を参照。
- (95) オスマン帝国における食品管理についての基礎的な研究として、Nuran Yıldırım, "Osmanlı Devletinde Gıda Kontrolüne Bakış," in Nuran Yıldırım, *14. Yüzyıldan Cumhuriyete Hastahıklar-Hastaneler-Kurumlar Sağlık Tarihi Yazıları I*, İstanbul: Tarih Vakfı Yurt Yayınları, 2014, pp. 54-69.
- (96) 澤井一彰「一五、一六世紀オスマン朝の市場メカニズム―法令集におけるイフティサーブの分析を中心に」山田雅彦編『市場と流通の社会史―伝統ヨーロッパとその周辺の市場の歴史』清文堂、二〇一〇年、一二三―一四七頁。
- (97) 食の安全は一九世紀の欧米先進諸国に共通し出現した社会問題で、深刻な食品偽装に対処する中で二〇世紀以降に「食品監視体制」と言うべき仕組みが誕生した(南

近代オスマン帝国における国家医療の形成と市行政

- 直人『〈食〉から読み解くドイツ近現代史』ミネルヴァ書房、二〇一五年、二〇五―二〇六頁。
- (98) Edhem, "Bir Muhavere-i Shihye", *Hyfzussihha*, 5 (3 Jun. 1908/21 V 1324), p. 50.
- (99) *Ibid.*, pp. 51-52.
- (100) 澄子「バターは一九世紀のオスマン語のレムコ本でも好まれて使われた油類」*オズゲ Samanci*, "The Cuisine of Istanbul between East and West during 19th Century", in Angela Jianu and Violeta Barbu (eds.), *Earthy Delights: Economies and Cultures of Food in Ottoman and Danubian Europe, c. 1500-1900*, Leiden: Boston: Brill, p. 84)。前近代オスマン社会において利用された油類について検討した以下の文献も参照。Suraiya Faroqhi, "Should it be Olives or Butter? Consuming Fatty Tithbits in the Early Modern Ottoman Empire", in *Earthy Delights*, pp. 33-49.
- (101) "Mağsus Yağlar", *Ahenk*, 3038 (15 Jul. 1906/2 VII 1322), p. 2.
- (102) 一九〇六年、アメリカの作家シンクレアがシカゴの食品加工工場の闇を暴いた『ジャングル』を出版、アメリカで食品偽装問題への関心が急速に高まり、刊行後半年も経たずして食肉検査法と純性食品医薬品法が議会を通過した(アプトン・シンクレア『ジャングル』松柏社、大井浩二訳、二〇〇九年、五四―九五頁)。
- (103) "Mağsus Yağlar", *Ahenk*, 3038, p. 2. 近代オスマン帝国における偽装オリーブオイル問題を研究したギョゼ

- ルードゥルマスは、オリーブオイルへの綿実油の混合への対応は、公衆衛生の問題と同時に、食用油の産出国である諸外国、特にフランスとアメリカとの関税引上げ交渉、地元生産者の保護とより複数のメーカーのインランの中で決定されたノウハウを継ぐこと (Oya Gözel-Durmaz, "Osmanlı'da Gıda Güvenliği: Halk Sağlığı ve Uluslararası Ticaret Kısılcacında Mahlût Zeytinyağları Meselesi", *Osmanlı Araştırmaları*, LIV, 2019, pp. 277-305.
- (10) *Ahenk*, 3035 (12 Jul. 1906/29 VI 1322), p. 1.
- (10) "Mamulat-ı Dahiliyeden Olan Sade Yağlarının Muhafaza-ı Safiyetine Dair Nizamname (1319/1903)", in Ergin, *Mecelle*, Vol. 4, pp. 613-614).
- (91) *Ahenk*, 2274 (13 Jan. 1904/31 XII 1319), p. 2.
- (10) *Ahenk*, 2644 (2 Apr. 1905/20 III 1321), p. 3.
- (81) Gözel-Durmaz, "Osmanlı'da Gıda Güvenliği", *Ahenk*, 3035, p. 1.
- (81) "Gümrüklere İcra Edilecek Muayene-i Sıhhiye Nizamnamesi (2 Jun. 1905/20 V 1321)", in *Düstur: Birinci Tertip*, Vol. 8, Ankara: Başvekalet Devlet Matbaası, 1943, pp. 245-250.
- (11) Gözel-Durmaz, "Osmanlı'da Gıda Güvenliği", p. 281.
- (11) "Zamanımızda Terakkiyat-ı Tibbiye", *Ahenk*, 2400 (12 Jun. 1904/30 V 1321), p. 3. 前掲の「化学分析」字を補った私立薬師も含められたものの限りのこと。
- (11) *Ahenk*, 423 (12 Dec. 1897/13 XII 1312), p. 3.
- (11) Feza Günergun, "XIX. Yüzyılın İkinci Yarısında Osmanlı Kimyager-Eczacı Bonkowski Paşa (1841-1905)", in *Türk Tıp Tarihi Kongresi (İstanbul 1988)*, Ankara: Türk Tarih Kurumu, 1992, p. 246.
- (11) Emre Dölen, "İstanbul'da Kimya Eğitimi", in M. Akif Aydın and Coşkun Yılmaz (eds.), *Antik Çağdan XXI. Yüzyıla Büyük İstanbul Tarihi*, Vol. 9, İstanbul: İBB Kültür A. Ş., 2015, p. 143. 米國の國語「セント・カズマン」を「分科分類」の誤記 (sertifika) を補った西字や漢字の「ドクトル」 ("Doktor Kimyager Şehab Sadık", *Ahenk*, 3483 (29 Dec. 1907/11 XII 1323), p. 4)°.
- (11) "Vezir ve Osman Ağa Suları Hakkında Sıhhiye Müfettişliği Tarafından Makam-ı Vilayetine Verilen Rapor", *Ahenk*, 4615 (17 Sep. 1911/4 IX 1327), p. 3.
- (11) A. Süheyl Ünver, *Türkiyede Çiçek Aşısı ve Tarihi*, İstanbul: İsmail Arğun Matbaası, 1948, p. 55.
- (11) *Ibid.*, p. 143.
- (11) Sharif, *Imperial Norms and Local Realities*, pp. 199-200.
- (11) Yıldırım, "İstanbul'da Nöbet Mahalleri-Nöbet Eczaneleri (1845-1895)".
- (11) Sharif, *Imperial Norms and Local Realities*, pp. 196-204.
- (11) Yıldırım, *History of Healthcare in İstanbul*, p. 73.
- (11) *Ahenk*, 1024 (26 Dec. 1899/14 XII 1315), p. 2.
- (11) Yıldırım, *History of Healthcare in İstanbul*, p. 75.

- (71) Osman Ergin, *Istanbul Tıp Mektepleri, Enstitüleri ve Cemiyetleri*, İstanbul: Osmanbey Matbaası, 1940, pp. 54-55.
- (72) Yıldırım, *History of Healthcare in İstanbul*, p. 75.
- (73) *Ahenk*, 2332 (25 Mar. 1904/12 III 1320), p. 3.
- (74) Hüsnü, "Çiçekten Kırılıyoruz ve İkrar-ı Hakikat", *Ahenk*, 4032 (19 Oct. 1909/6 X 1925), pp. 1-2.
- (75) "Daire-i Belediyeden: Çiçek İlet-i Meşumesine Dair", *Ahenk*, 4014 (23 Apr. 1909/10 IX 1325), p. 1.
- (76) Hüsnü, "Çiçekten Kırılıyoruz", p. 1.
- (77) *Ahenk*, 3429 (26 Feb. 1908/13 II 1323), p. 2.
- (78) Hüsnü, "Çiçekten Kırılıyoruz", p. 1.
- (79) "Ası Hakkında Nizamname (30 May 1885/18 V 1301)", in *Düstur: Birinci Tertib*, Vol. 5, Ankara: Başvekalet Matbaası, 1937, pp. 273-274.
- (80) "Ası Nizamnamesi (21 Jul. 1894/8 VII 1310)", in *Düstur: Birinci Tertib*, Vol. 6, Ankara: Devlet Matbaası, 1939, pp. 1486-1489.
- (81) "Ası Talimatı (3 Mar. 1904/19 II 1319)", in *Düstur: Birinci Tertib*, Vol. 7, Ankara: Başvekalet Devlet Matbaası, 1941, pp. 1171-1175; *Ahenk*, 2270 (8 Jan. 1904/26 XIII 1319), p. 2.
- (82) *Ahenk*, 3345 (17 Jul. 1907/4 VII 1323), p. 1.
- (83) "Daire-i Belediyeden: Umum Mahallat Heyet-i İhtiyariyelerine", *Ahenk*, 4109 (20 Jan. 1910/7 I 1325), p. 3.